

定住自立圏構想について

一橋大学大学院法学研究科

辻 琢也

2010年2月5日「定住自立圏構想推進シンポジウム」in 熊本

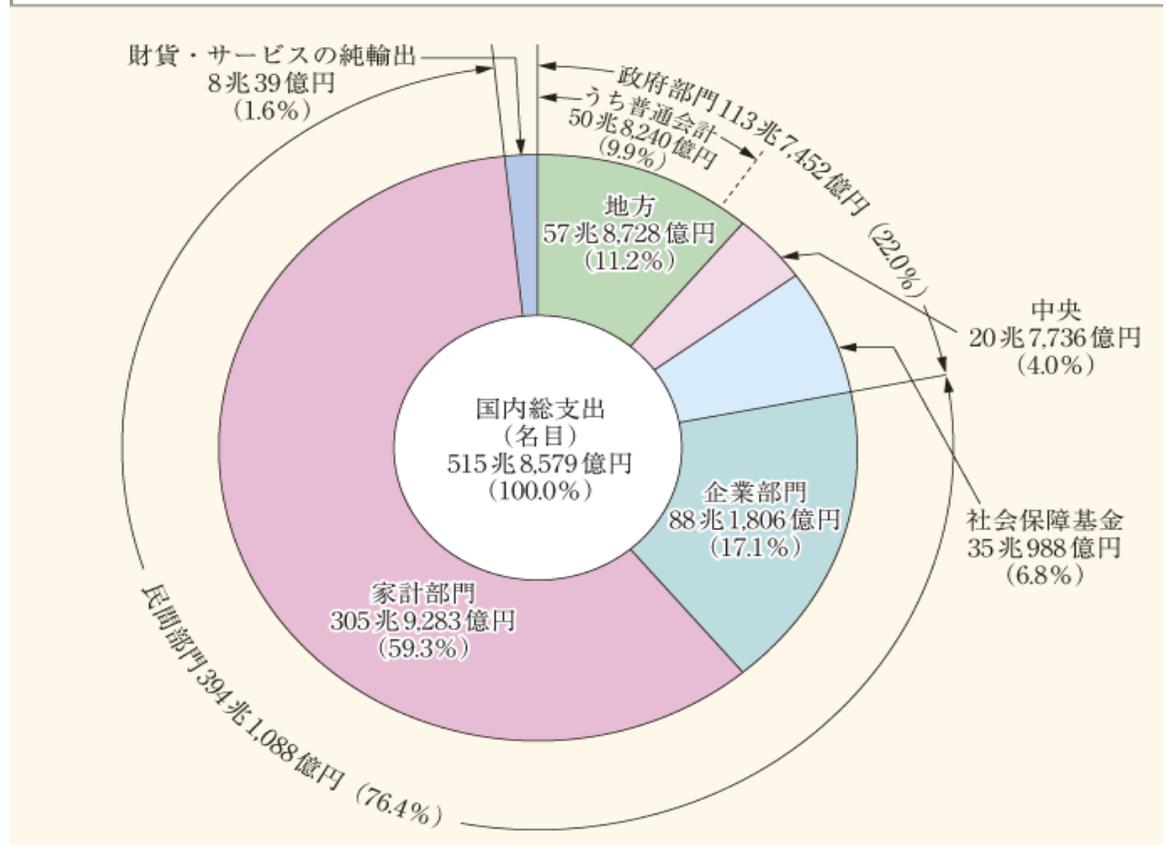
現代日本の中央・地方関係

国民経済 と 地方財政

平成19年度の国内総支出

地方財政の規模を国内総支出に占める割合で見ると、政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が11.2%（前年度12.1%）、中央政府が4.0%（同4.2%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約3倍となっている。

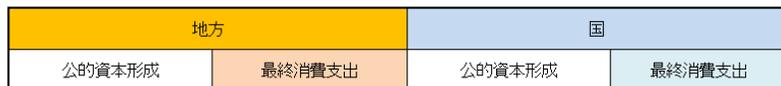
国内総支出と地方財政



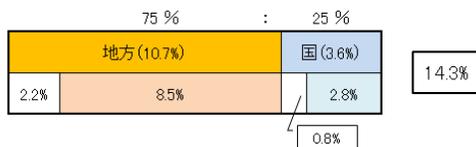
地方財政の果たす役割

一般政府支出(社会保障基金を除く)の対GDPの国際比較(2007)

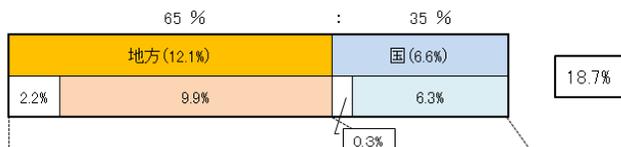
凡例



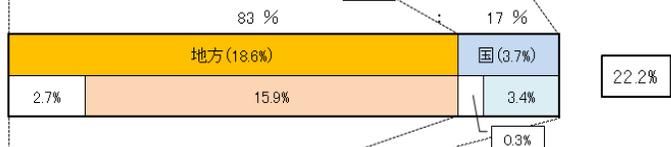
日本



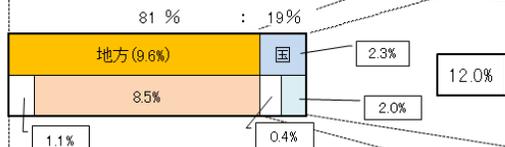
アメリカ



カナダ



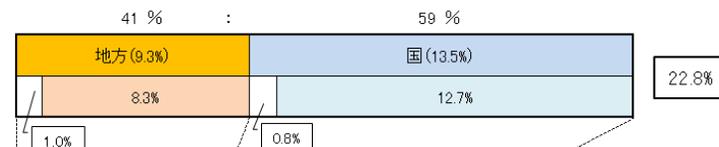
ドイツ



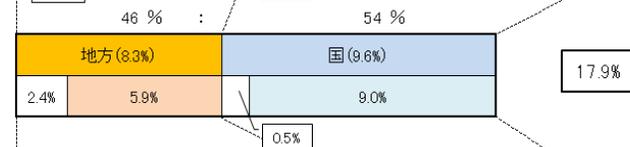
スウェーデン



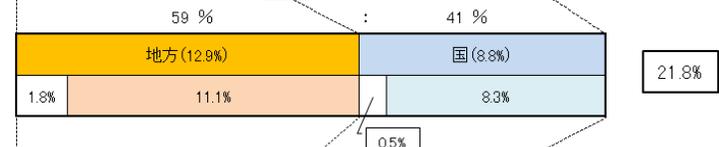
イギリス



フランス



イタリア



韓国



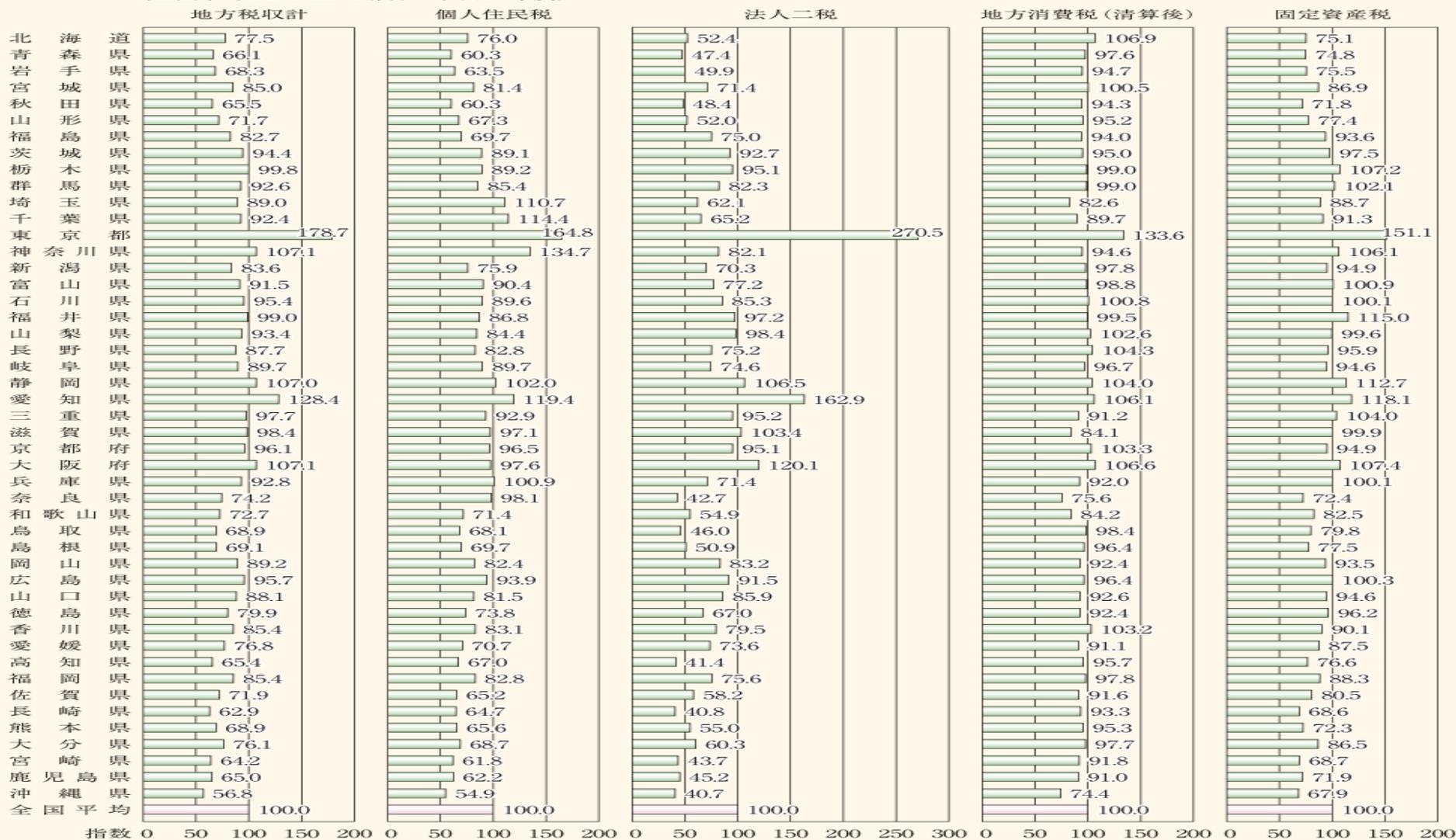
注 1) 内閣府提供資料に基づき作成。
2) 韓国は2006年のデータ。

税源偏在の状況(平成19年度)

第27図

地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成19年度)



【平成19年度決算額】

39.5兆円

11.9兆円

9.2兆円

2.6兆円

8.7兆円

- (注) 1 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 2 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。
 3 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 4 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 5 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

少子高齢社会の進展

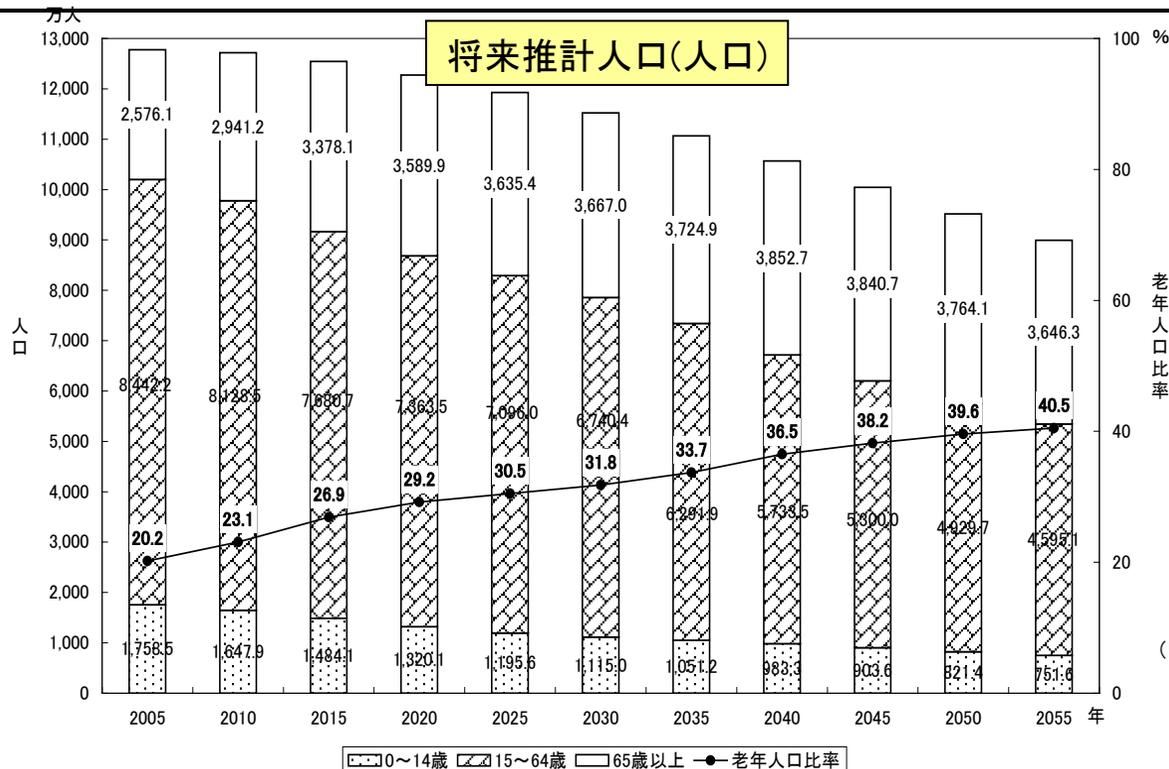
少子高齢社会の進展

◇ 総人口は、平成16年12月をピーク(1億2,783万8千人)に、減少に転じている。(総務省推計;H17国調結果による補間補正)
 2005年に比べ、2030年には10%減少、2050年には26%減少することが予想される。
 (H14推計:8%減少) (H14推計:21%減少)

◇ 生産年齢人口(15~64歳)は、2005年に比べ、2030年には20%減少、2050年には42%減少することが予想される。
 (H14推計:18%減少) (H14推計:36%減少)

◇ 年少人口(14歳以下)は年々減少し、2005年に比べ、2050年には53%減少することが予想される。
 (H14推計:39%減少)

◇ 一方、老年人口(65歳以上)の割合は年々高まり、2005年の20%が、2050年には40%になることが予想される。
 (H14推計:20%) (H14推計:36%)



(参考)
 H17国調人口における
 老年人口比率上位5団体

1位	島根県	27.1%
2位	秋田県	26.9%
3位	高知県	25.9%
4位	山形県	25.5%
5位	山口県	25.0%

(出典)「日本の将来推計人口」(出生中位・死亡中位)
 (平成18年12月 国立社会保障・人口問題研究所)

地方圏の厳しい現状

(2005年→2035年)

人口減少

少子高齢化

総人口は約13%減少見込み

(約12776万人→約11068万人)

年少人口は約40%減少見込み

(約1759万人→約1051万人)

高齢者人口は約45%増加見込み

(約2576万人→約3725万人)

大都市圏への
人口偏在

三大都市圏

地方圏

1975年

2005年

2035年

約5323万人

大幅増
(+1095万人)

約6418万人

減
(▲530万人)

約5888万人

約5871万人

増
(+487万人)

約6358万人

大幅減
(▲1178万人)

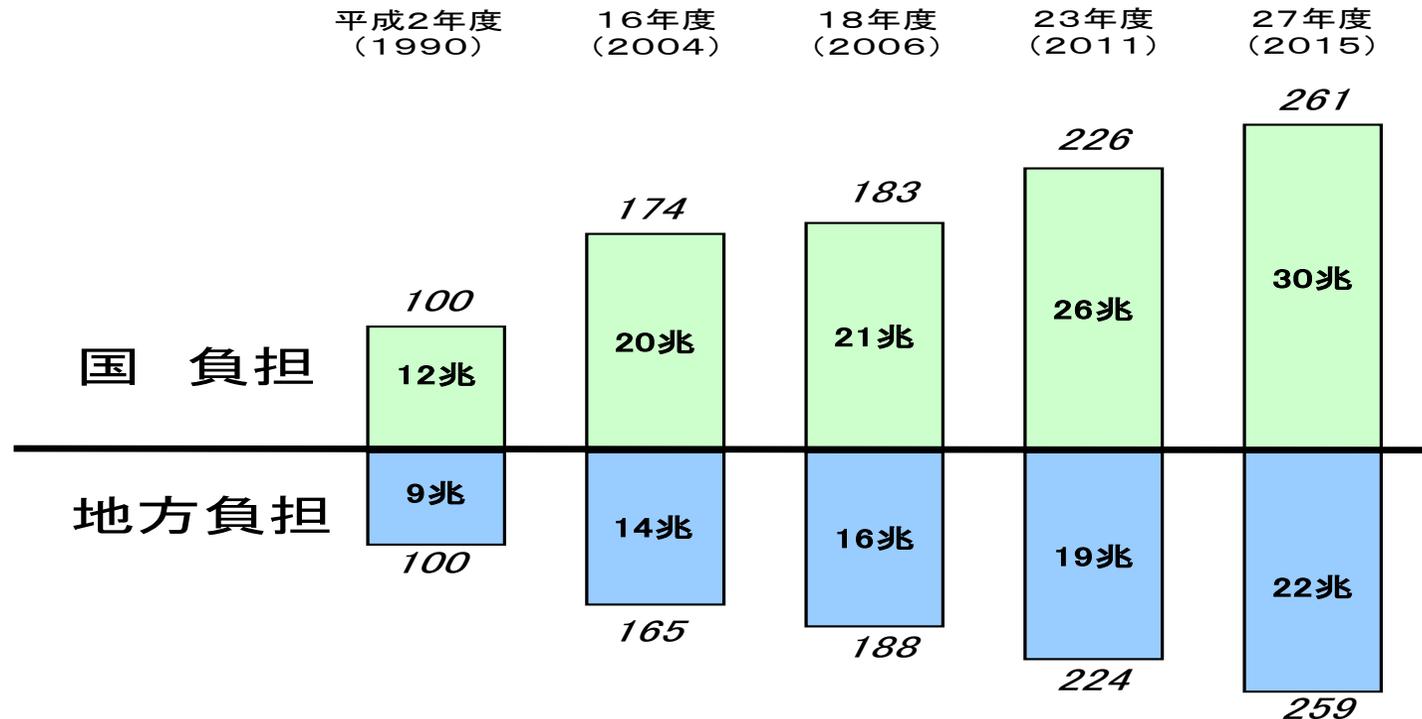
約5180万人

合計 (+1582万人)

(▲1708万人)

社会保障関係費の見通し

地方も国と同様に、社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる。

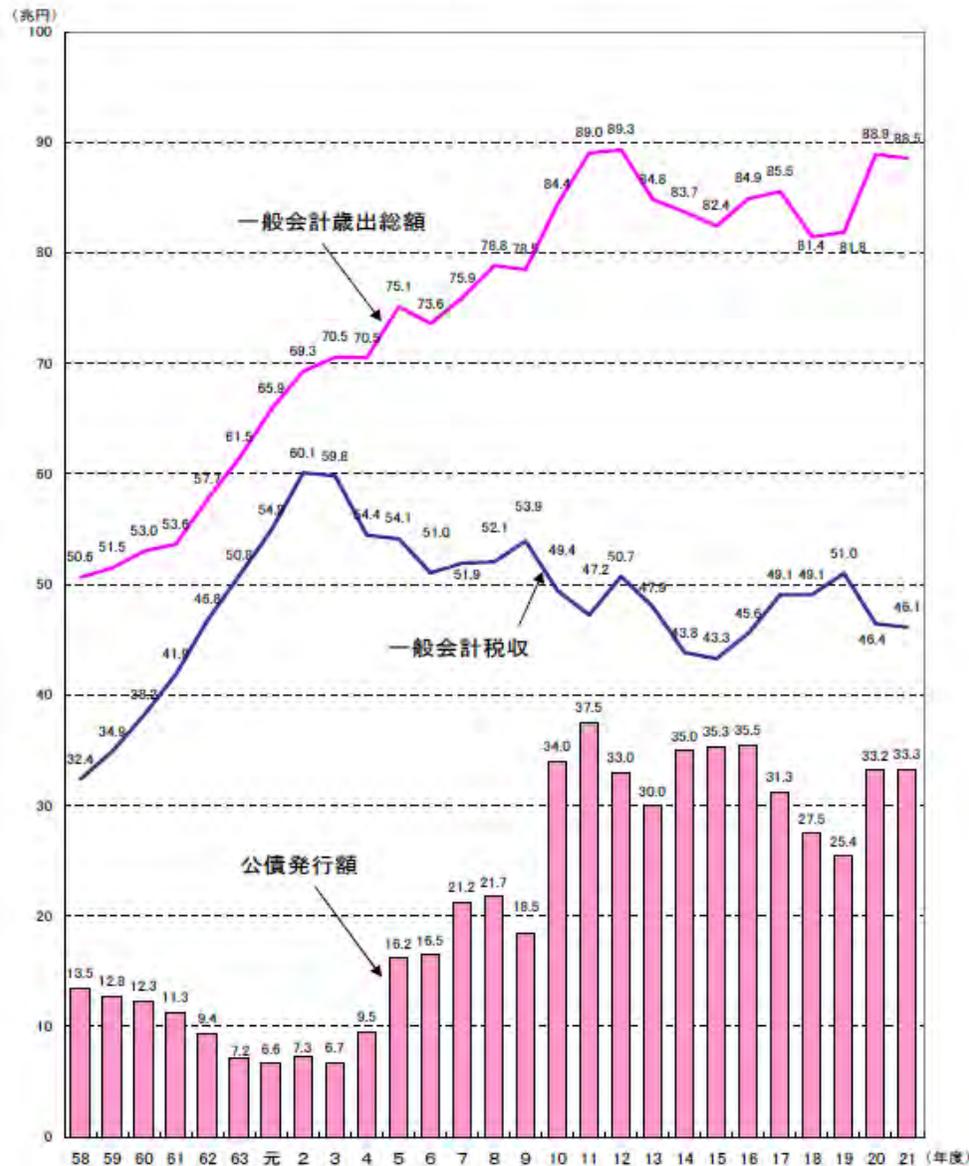


- ※1 「社会保障の給付と負担の見通し」(平成18年5月・厚労省作成)を基に、地方負担については「進路と戦略 参考試算」等も踏まえ推計。
- ※2 さらに、平成23年度においては骨太2006を踏まえ、国1.1兆円、地方0.5兆円を削減。平成27年度は当該削減額を機械的に延伸した額を削減。
- ※3 斜体で表した数値は、補助率恒久化後の平成2年度を100とした場合の指数(端数処理前)。

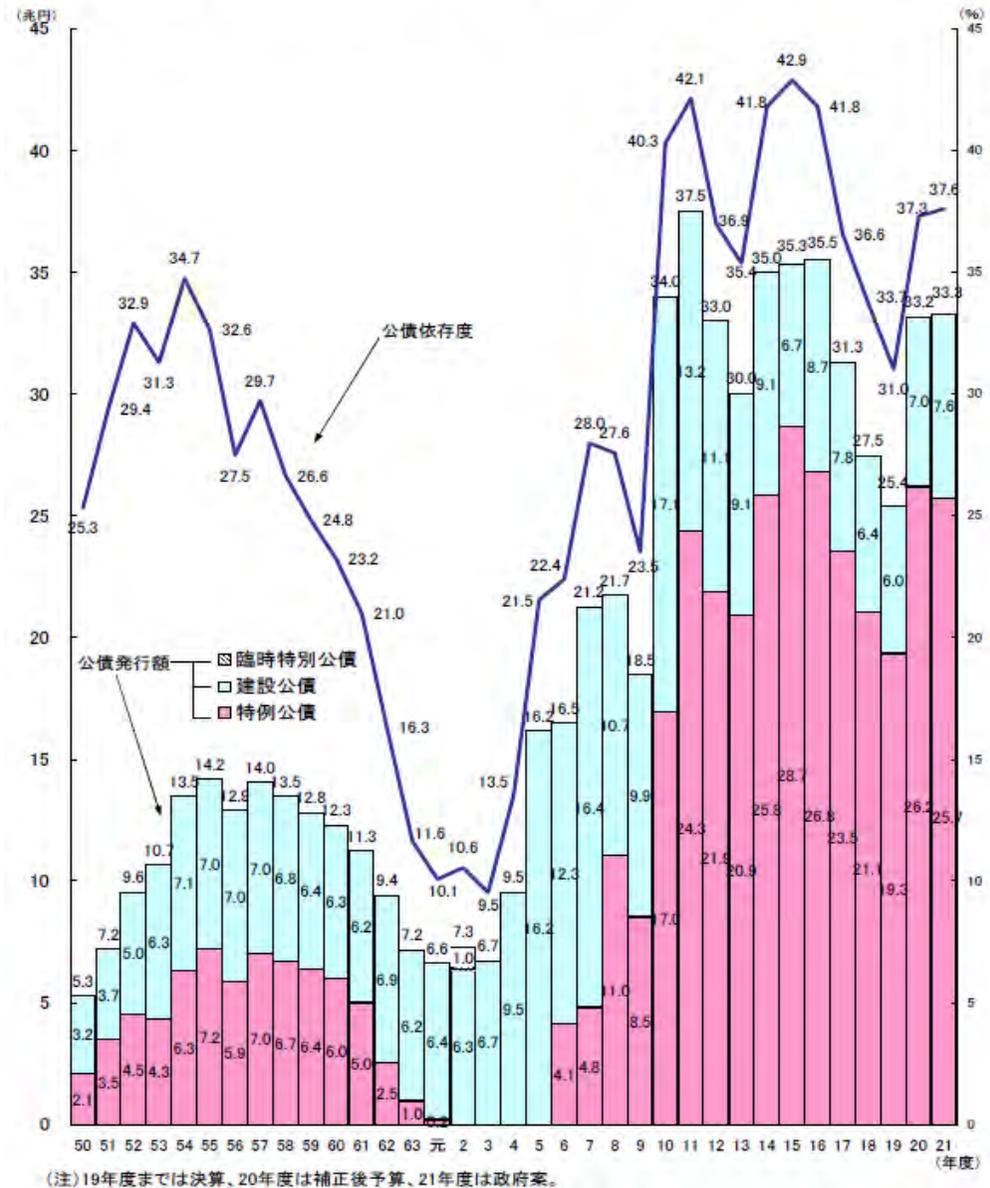
出典:平成19年4月25日 経済財政諮問会議 菅大臣提出資料(抜粋)

我が国の財政の現状状況

一般会計収収、歳出総額及び公債発行額の推移

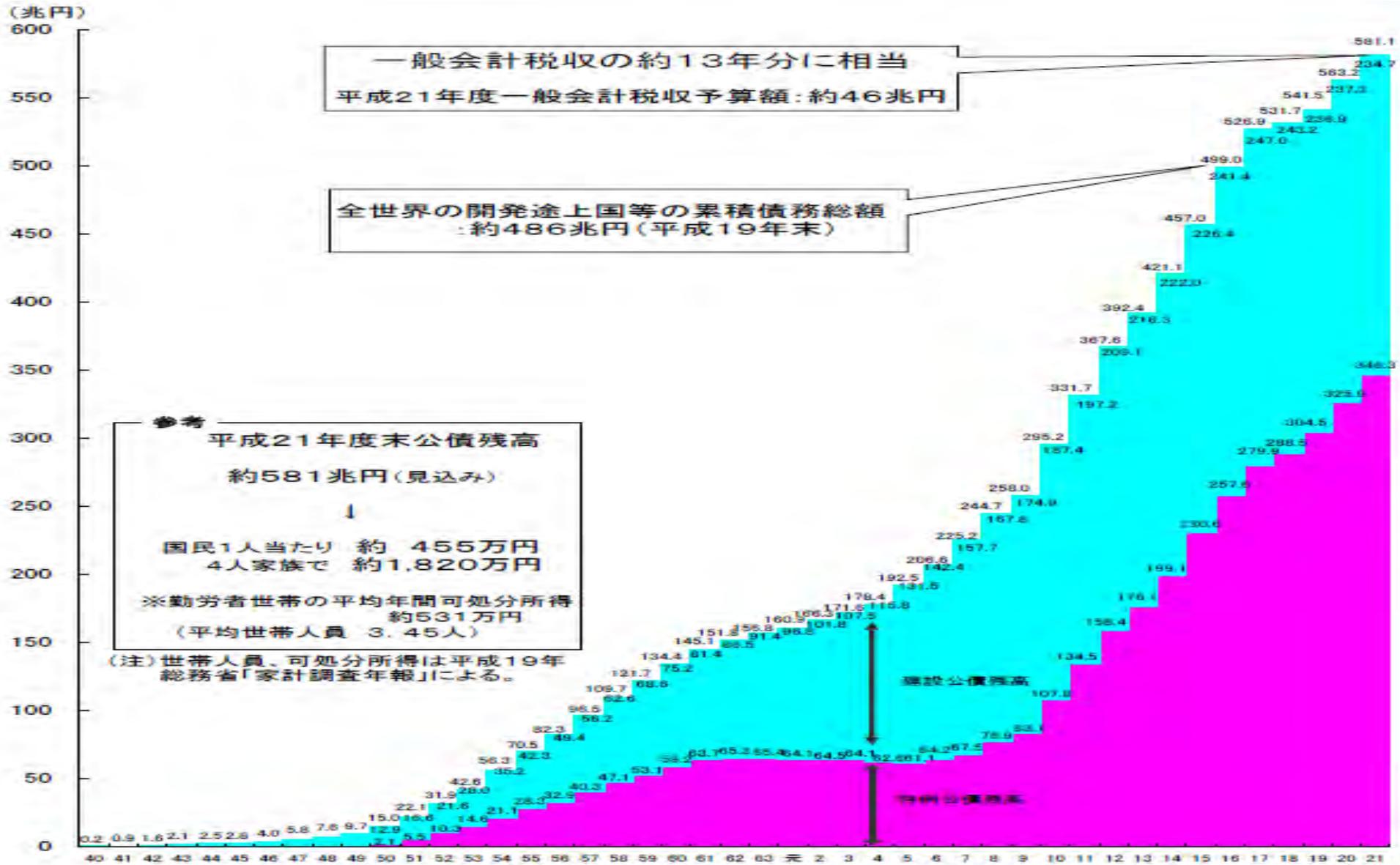


公債発行額、公債依存度の推移 (平成21年度政府案)



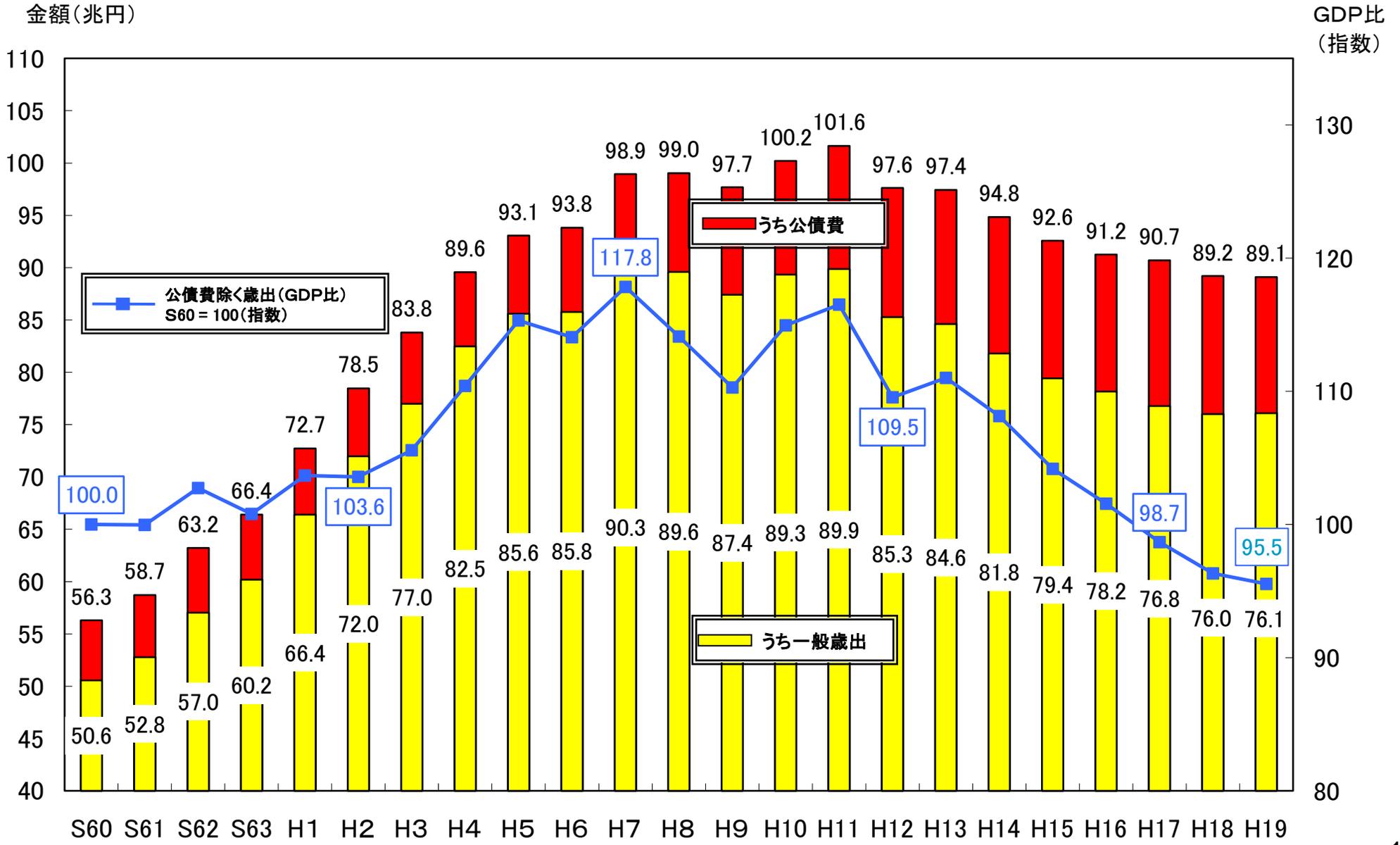
(注) 19年度までは決算、20年度は補正後予算、21年度は政府案。

我が国財政の公債残高の推移



(注)1. 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成20、21年度は見込み。
 2. 特別公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。
 3. 平成20、21年度の翌年度借換のための前倒償還限度額を除いた見込額はそれぞれ、543兆円程度、569兆円程度。

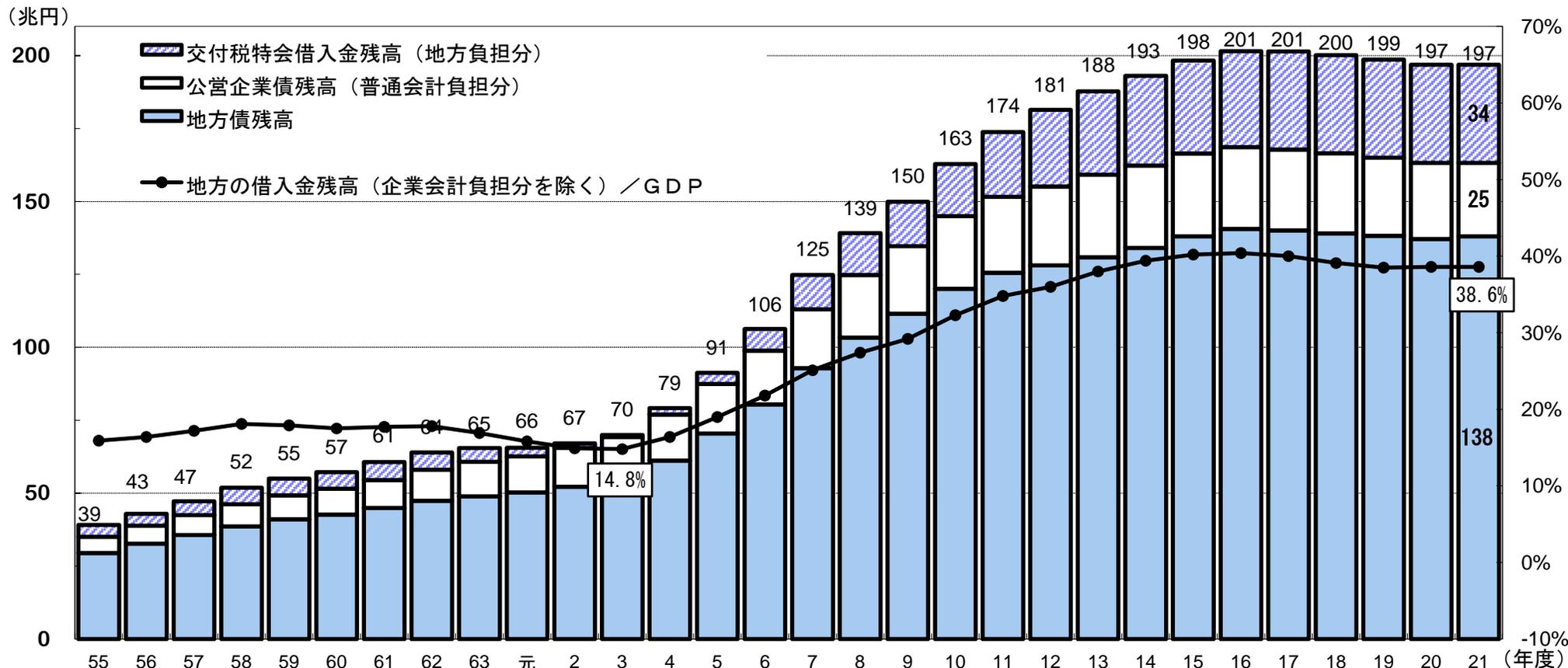
地方歳出の推移（決算ベース）



地方の借入金残高の推移

○ 地方財政は、21年度末見込で197兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。

(公営企業債(企業会計負担分)をあわせれば227兆円)



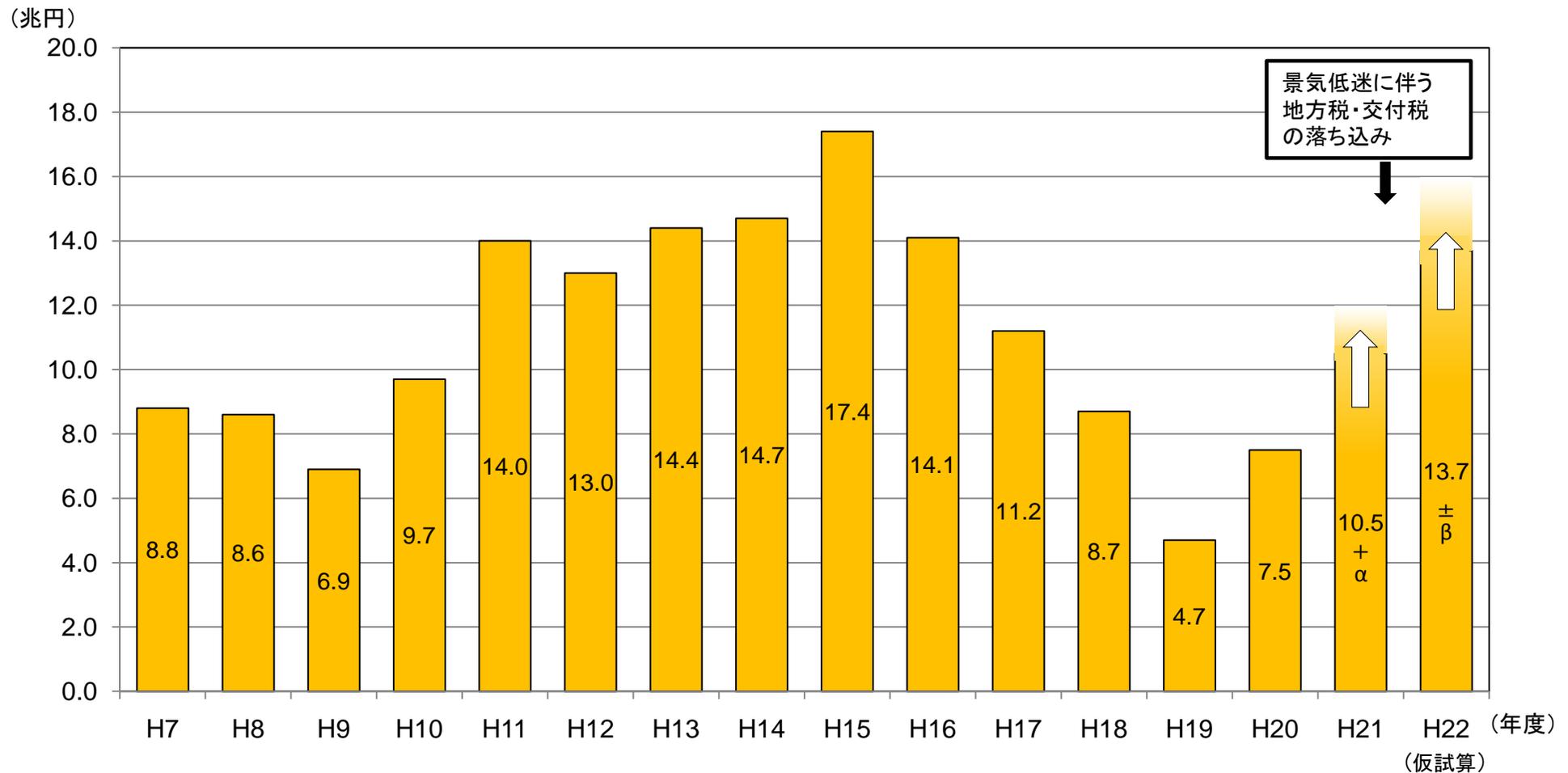
(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位: 兆円)

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	33	32	32	31	31	30

地方の財源不足額の推移

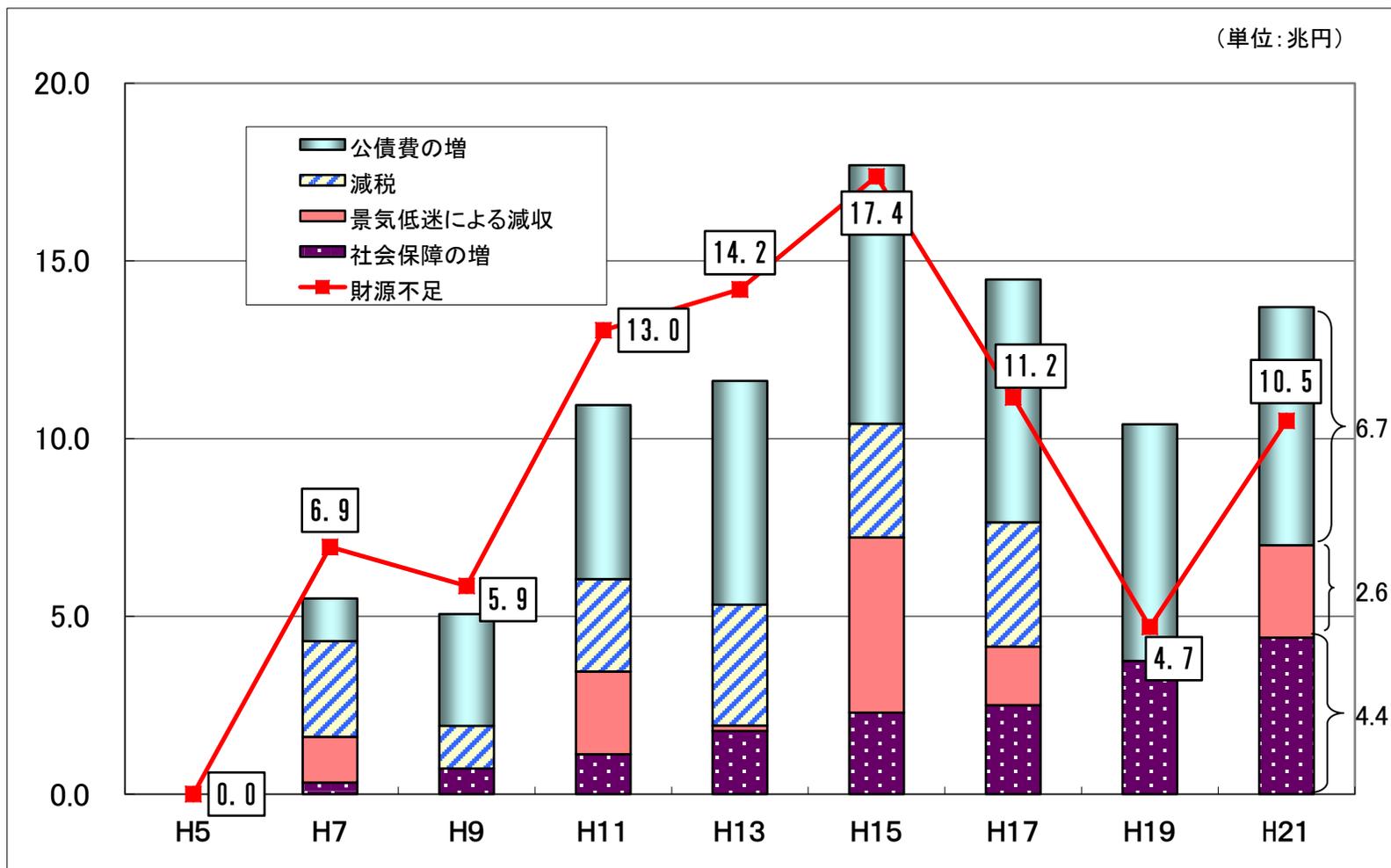
○ 地方の財源不足は地方歳出の抑制等により平成16年度以降縮小傾向にあったが、景気後退に伴う地方税、国税5税の落ち込み等により財源不足が大幅に拡大。



※ 財源不足額は補正後の額(21年度は当初)

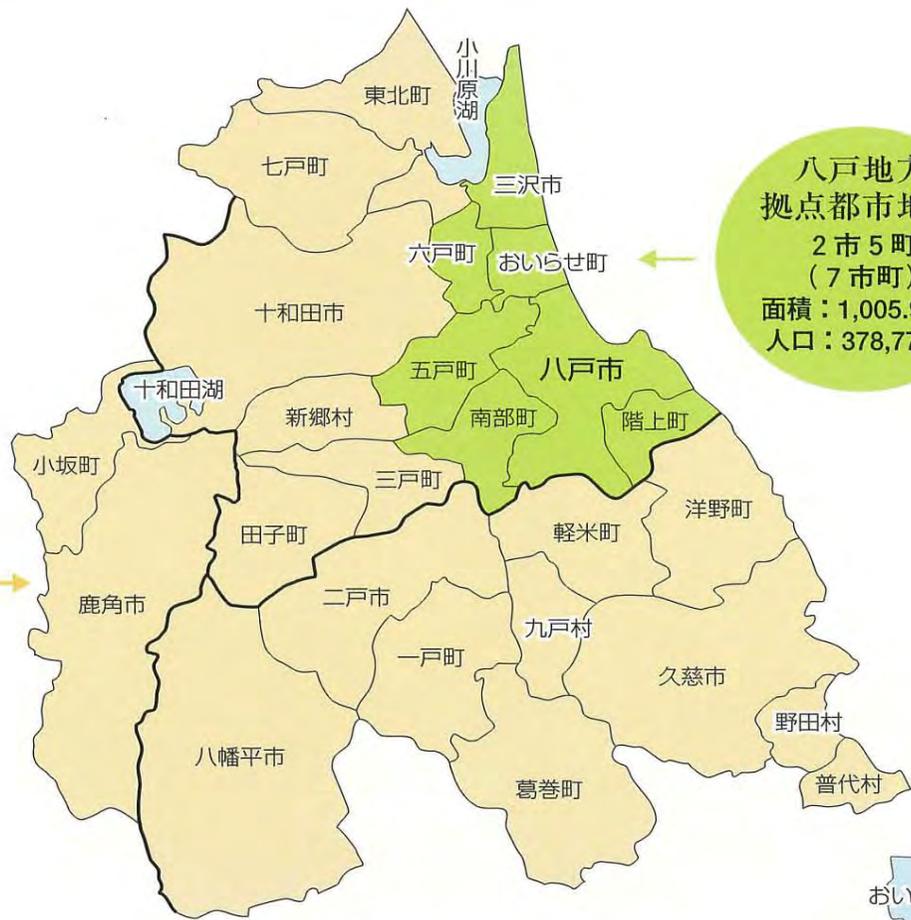
地方財源不足の推移と主な要因

- 財源不足が増加してきたのは、景気の低迷に加え、減税や景気対策など国の施策に地方が協力してきたことによる公債費の増嵩が主な原因。
- 景気後退に伴う地方税・国税5税の減収等により、平成21年度は財源不足が大幅に拡大。



地方都市圏の現況

広域圏図



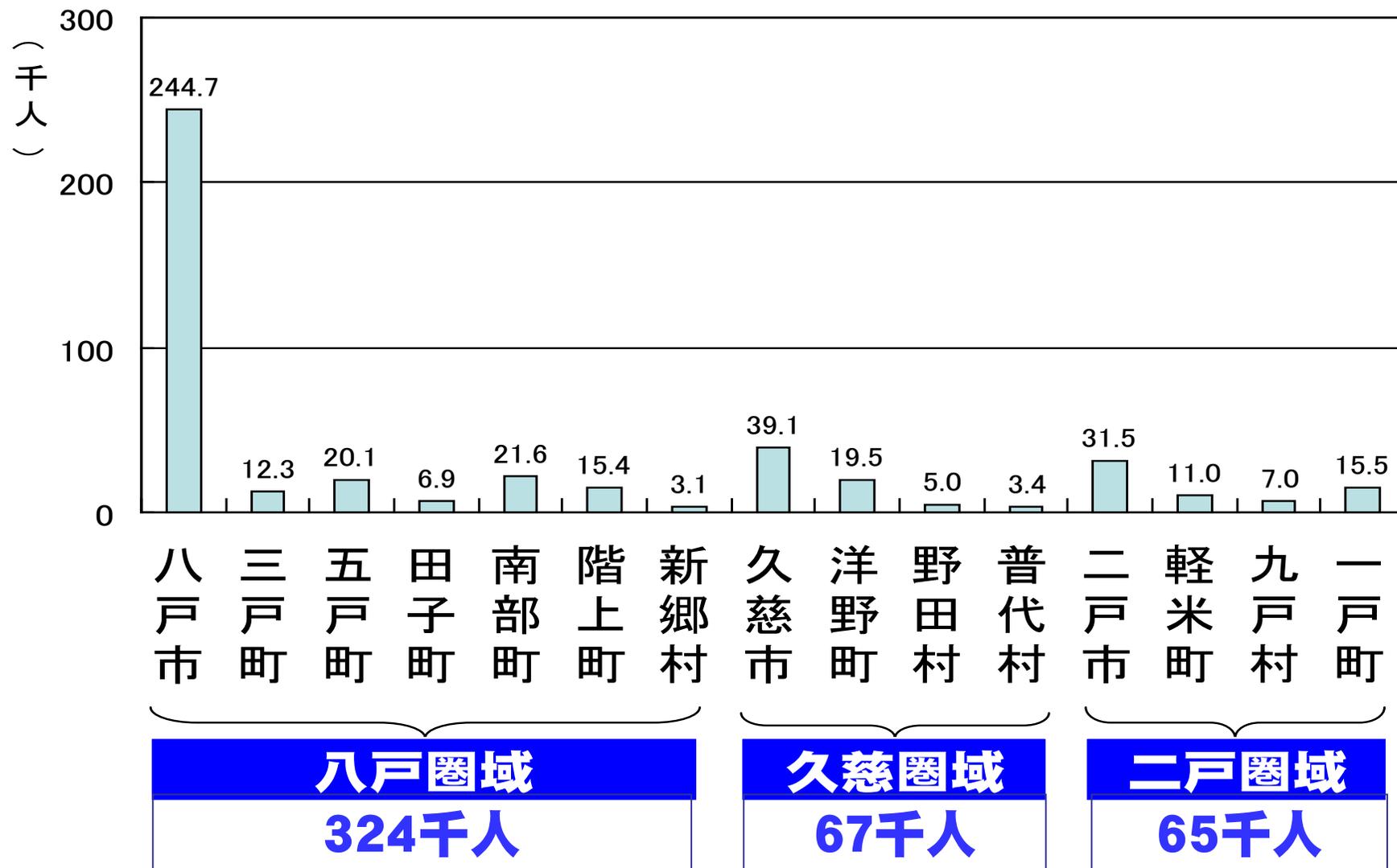
八戸地方
拠点都市地域
2市5町
(7市町)
面積：1,005.98km²
人口：378,773人

北奥羽地域
7市14町4村
(25市町村)
面積：7,262.64km²
人口：722,622人

八戸地域
広域市町村圏
1市6町1村
(8市町村)
面積：1,346.45km²
人口：348,205人

広域連携・三圏域の人口

出典：平成17年国勢調査



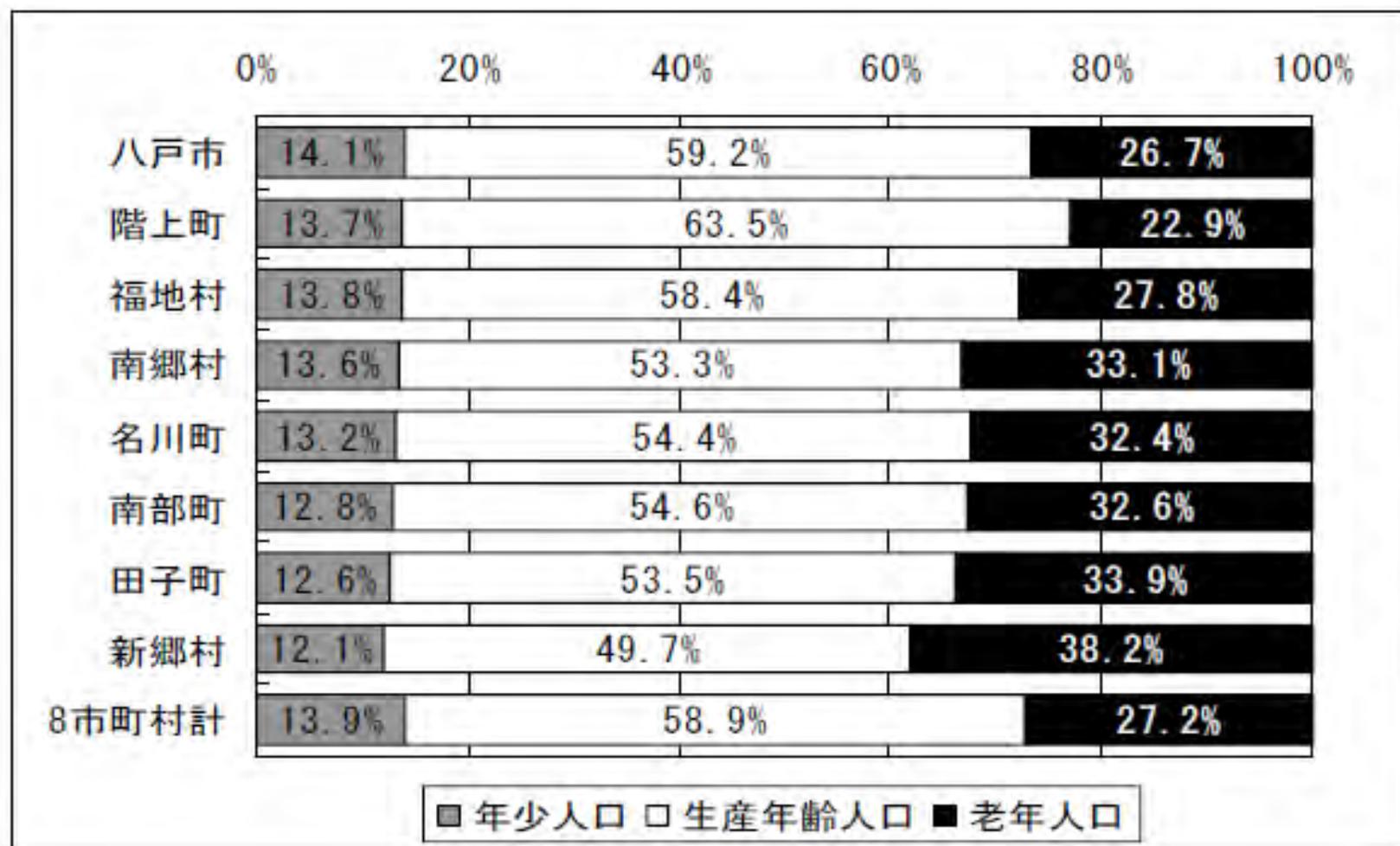
	実績値	推計値			
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
八戸市	241,920	243,241	242,887	240,974	237,478
		0.5%	-0.1%	-0.8%	-1.5%
階上町	15,618	15,616	15,576	15,508	15,389
		0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.8%
福地村	7,242	7,140	7,014	6,887	6,756
		-1.4%	-1.8%	-1.8%	-1.9%
南郷村	6,688	6,443	6,198	5,964	5,739
		-3.7%	-3.8%	-3.8%	-3.8%
名川町	9,250	8,970	8,631	8,286	7,944
		-3.0%	-3.8%	-4.0%	-4.1%
南部町	6,104	5,905	5,677	5,446	5,219
		-3.3%	-3.9%	-4.1%	-4.2%
田子町	7,288	7,020	6,706	6,440	6,114
		-3.7%	-4.5%	-4.6%	-4.5%
新郷村	3,343	3,155	2,964	2,778	2,605
		-5.6%	-6.1%	-6.3%	-6.2%
8市町村計	297,453	297,490	295,653	292,243	287,244
		0.0%	-0.6%	-1.2%	-1.7%

注) 下段は対前期増加率

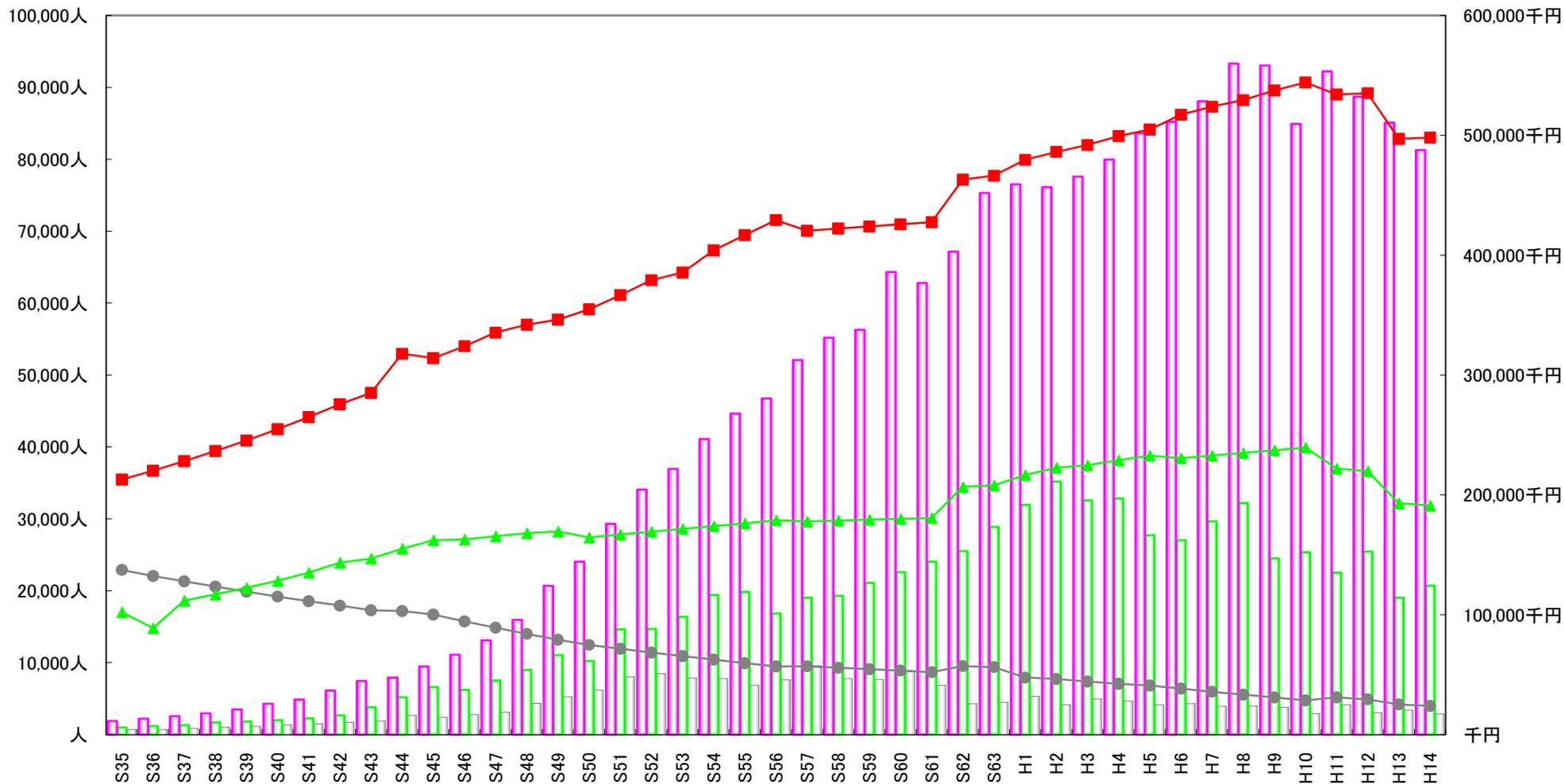
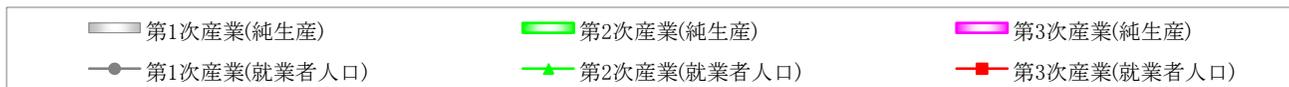
単位：人

出典：実績値は国勢調査

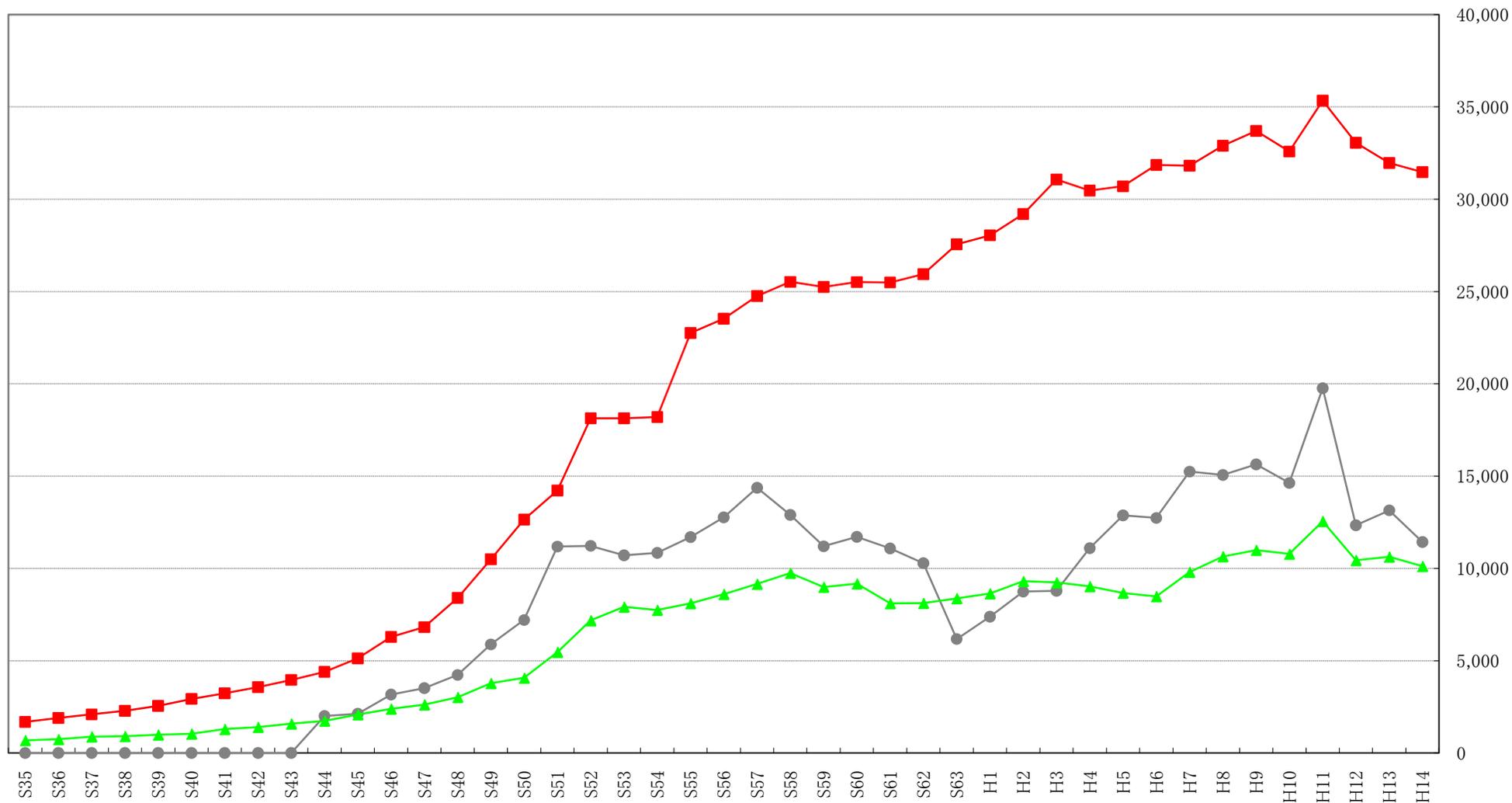
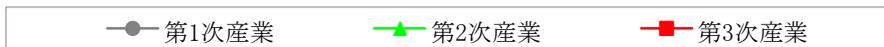
図 年齢別人口推計（平成 32 年）



産業3区分別 純生産及び就業者人口の推移

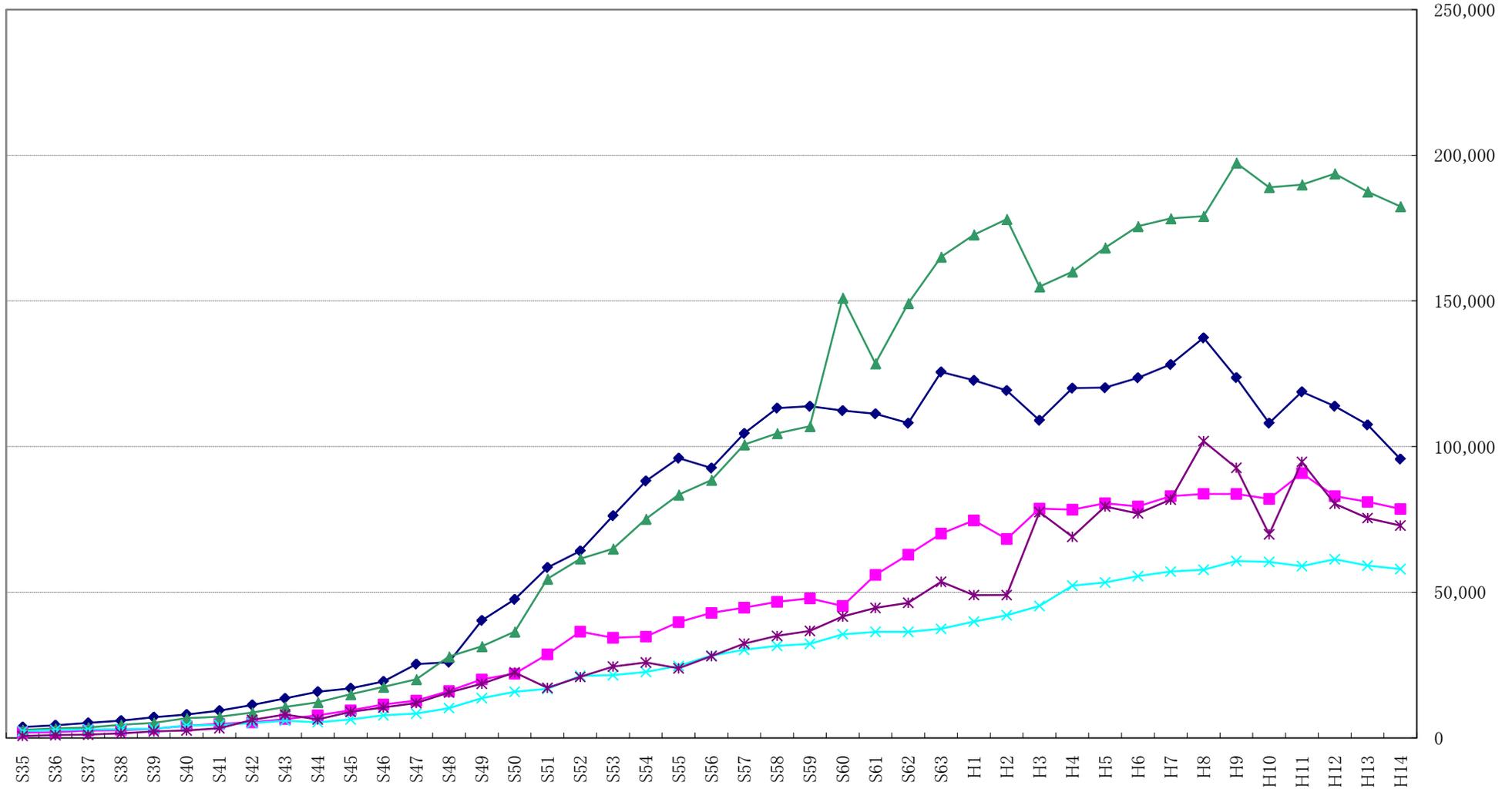


雇員の1人あたり所得推移(産業3区分別)

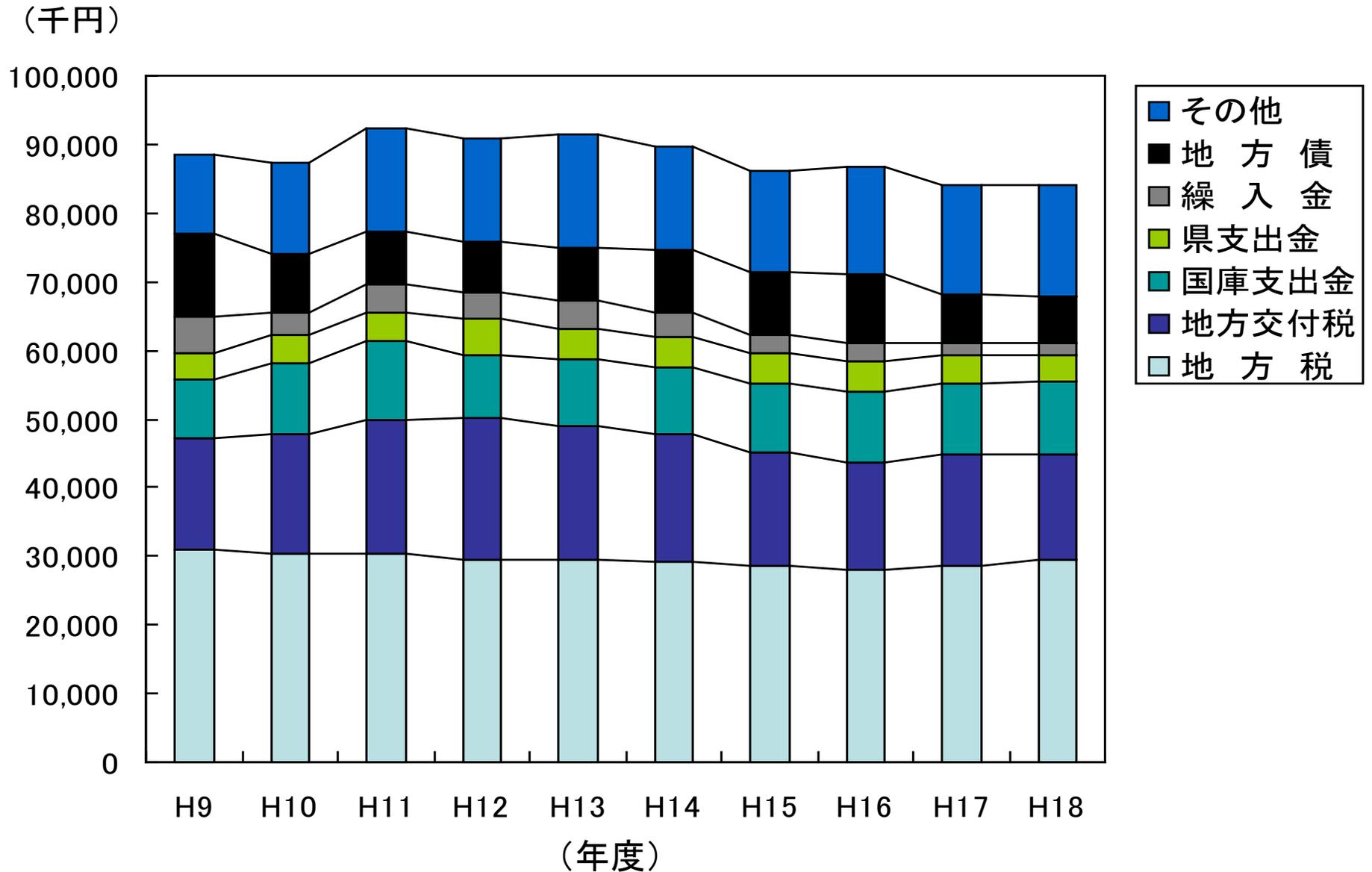


産業分類別(第三次産業)の純生産の推移

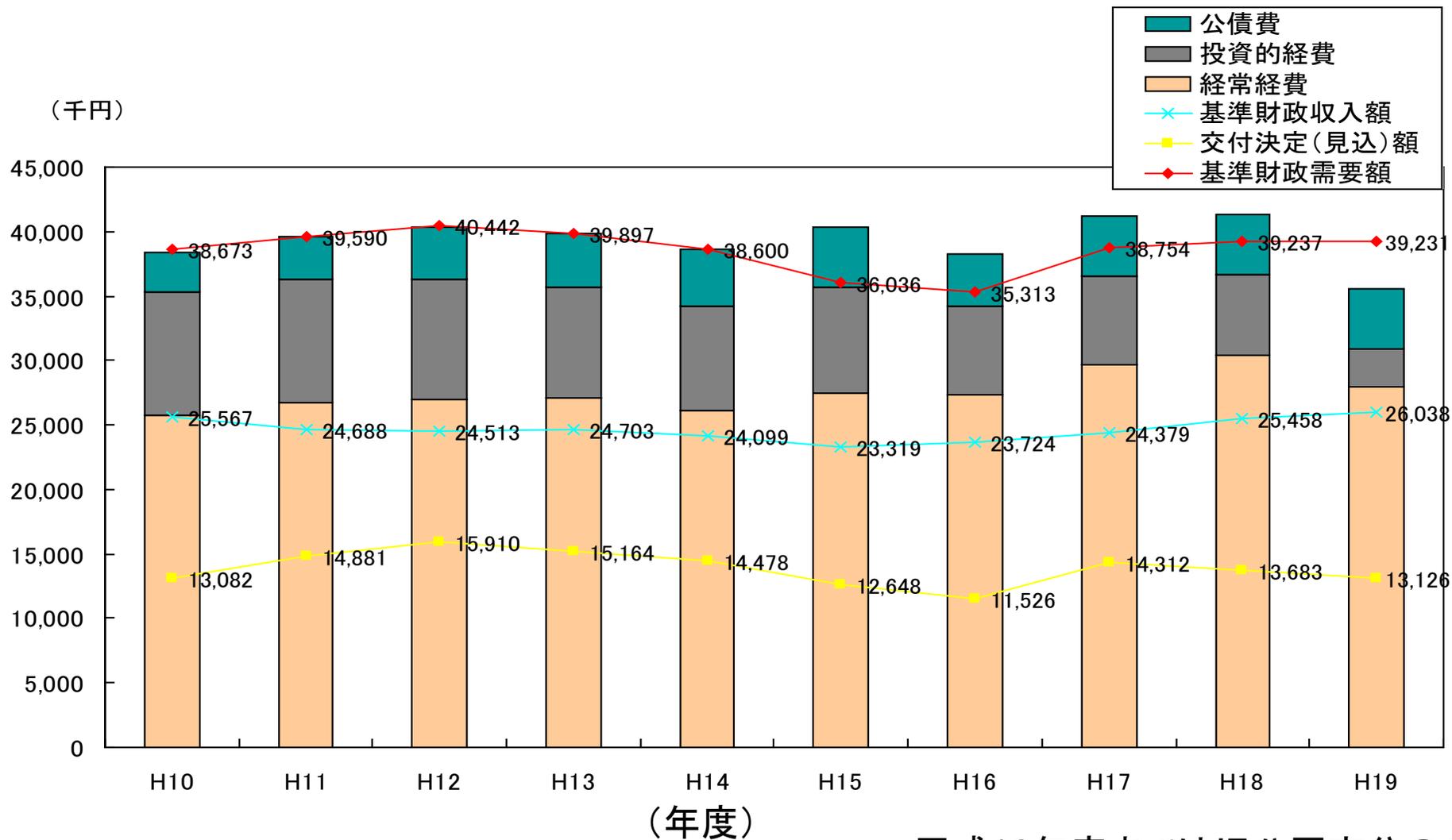
◆ 卸売・小売業
 ■ 運輸通信公益事業 (1)
 ▲ サービス業
 × 公務
 ✱ 金融保険不動産 (2)



歳入推移①

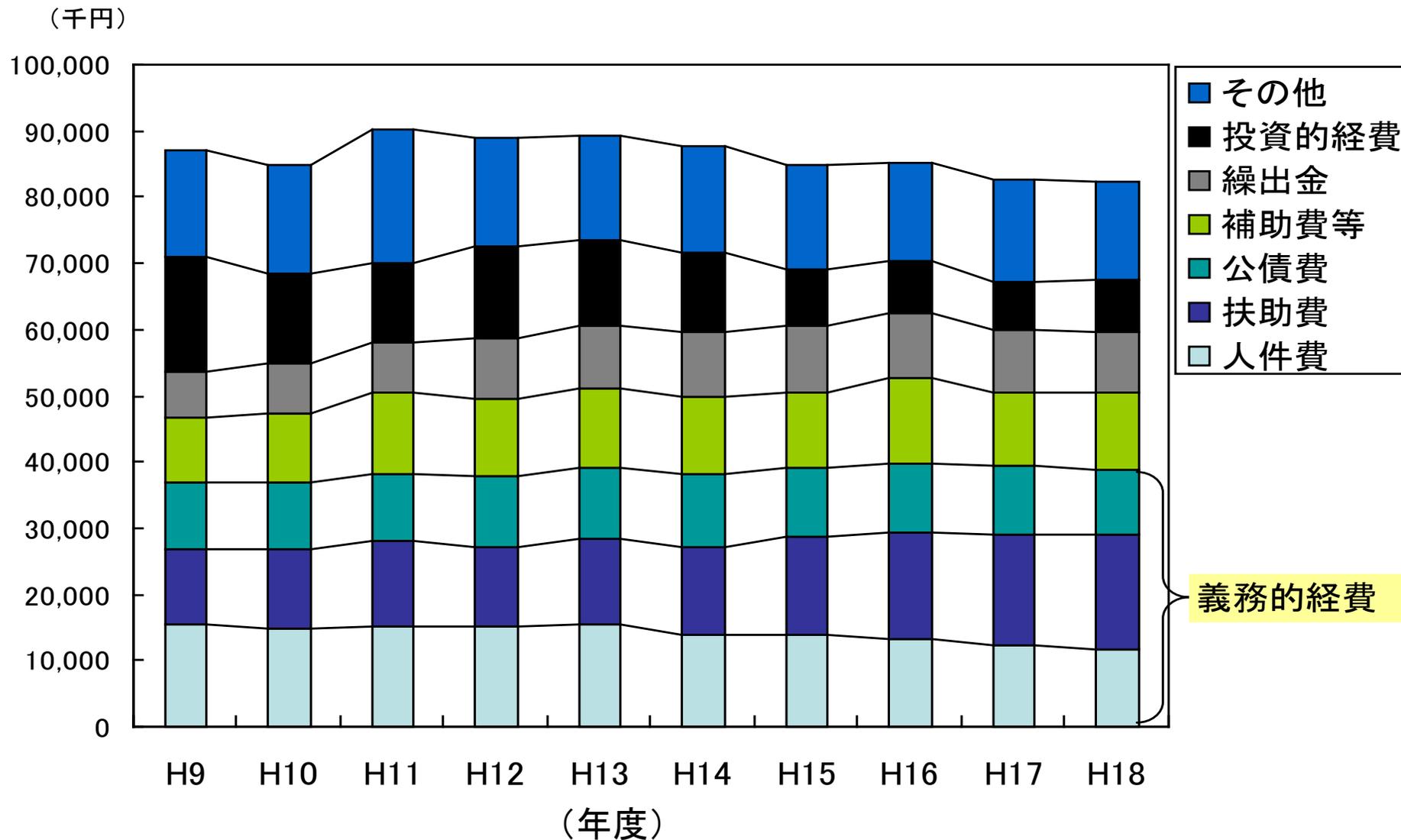


基準財政需要額等の推移①



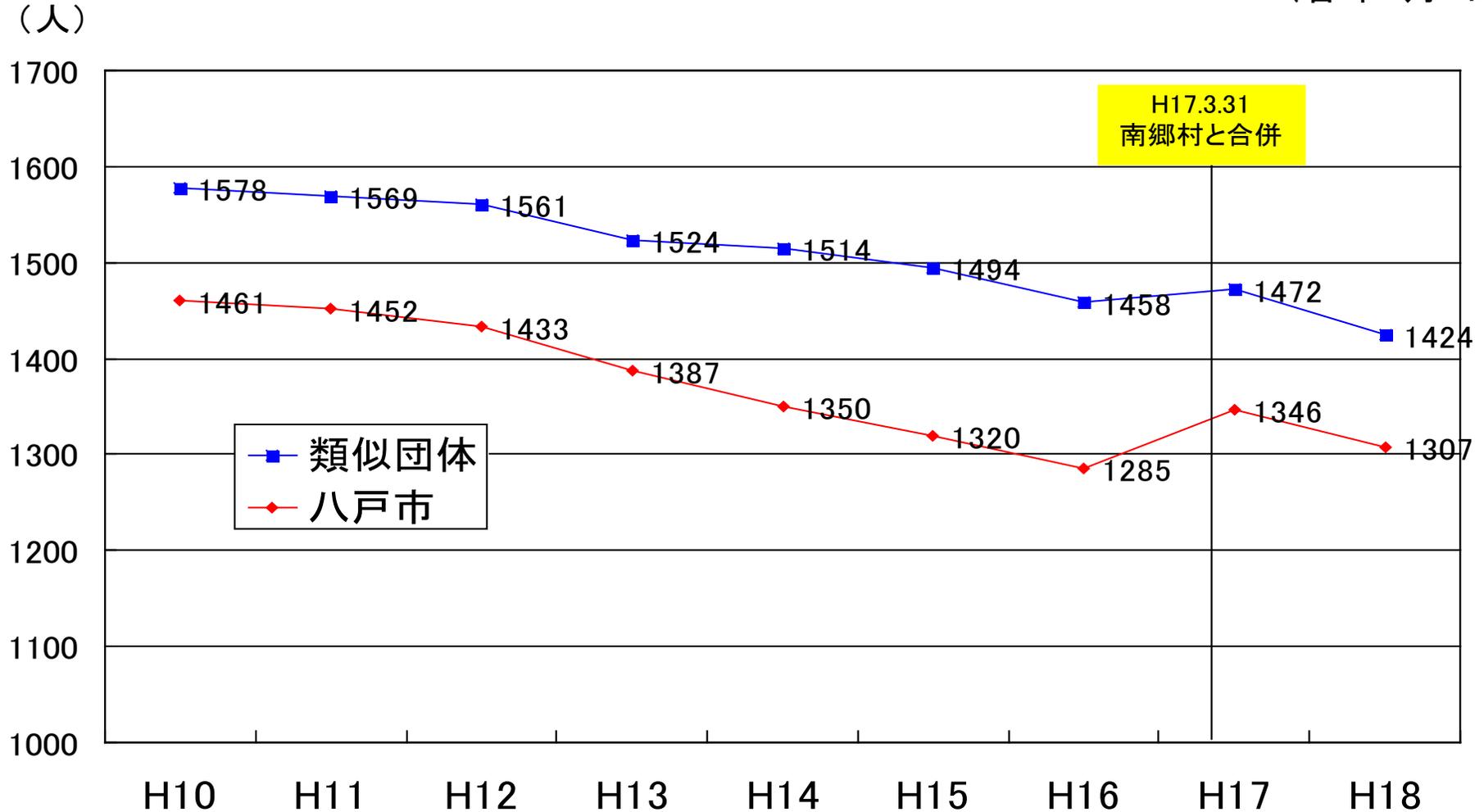
* 平成16年度までは旧八戸市分のみ 24

歳出（性質別）の状況①



八戸市職員数の推移

(各年4月1日現在)



* 平成16年までは旧八戸市分のみ 26

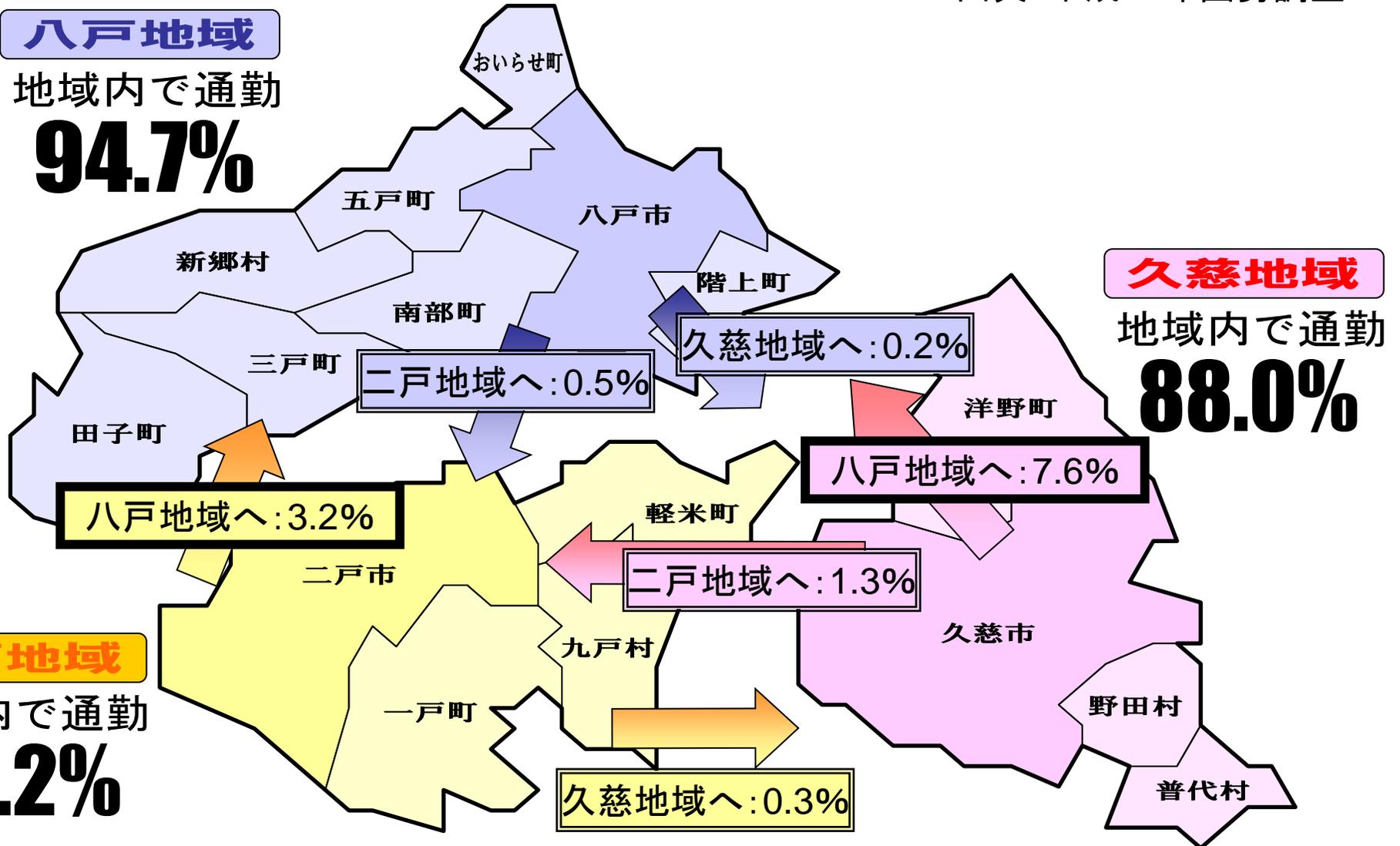
通勤圏

出典：平成17年国勢調査

八戸地域

地域内で通勤

94.7%



二戸地域

地域内で通勤

92.2%

久慈地域

地域内で通勤

88.0%

通学圏

出典:平成17年国勢調査

八戸地域

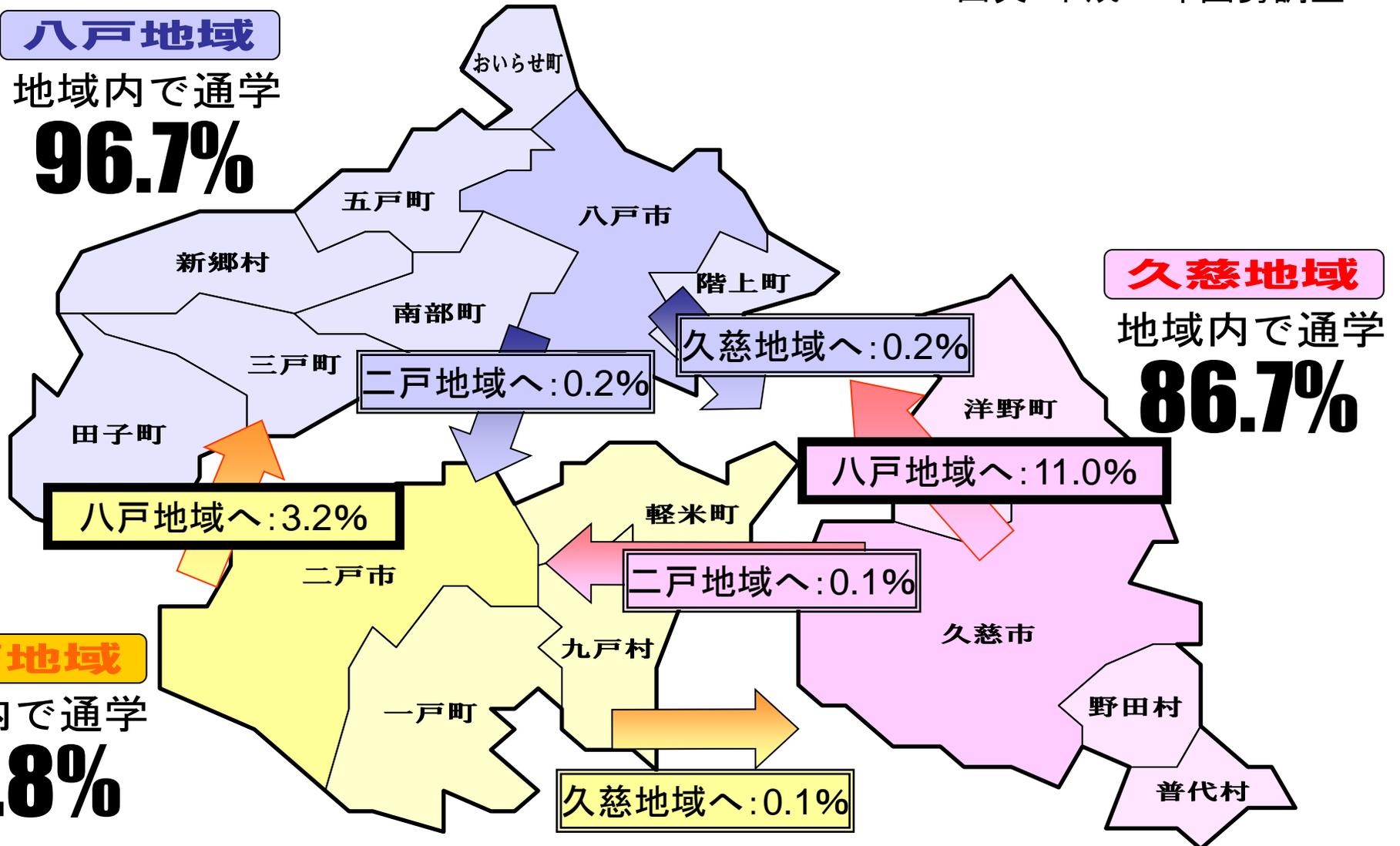
地域内で通学

96.7%

久慈地域

地域内で通学

86.7%



二戸地域

地域内で通学

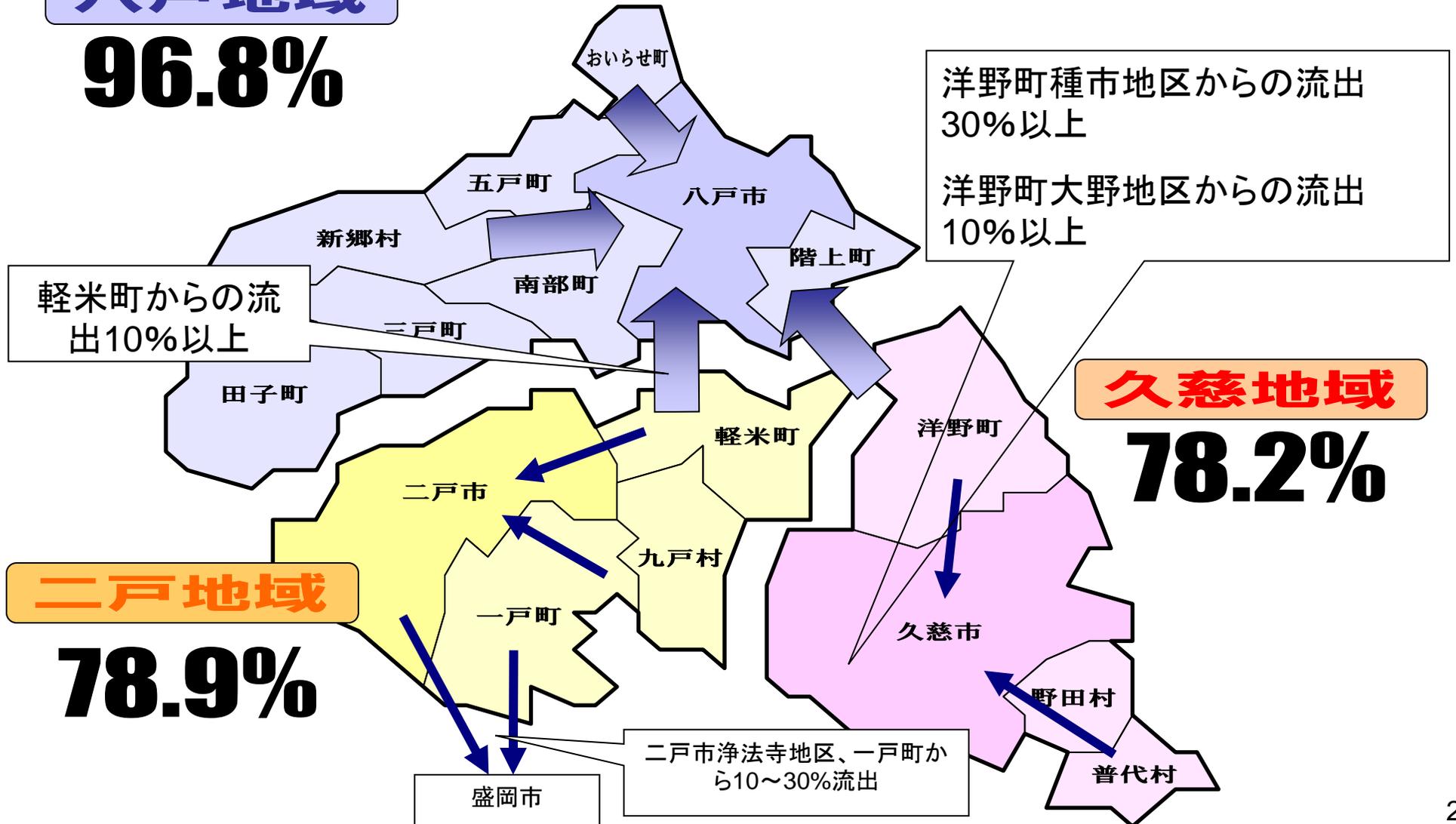
87.8%

医療自足率(自己完結率)

出典:平成13年青森県受療動向調査及びいわて統計白書2005

八戸地域

96.8%



軽米町からの流出 10%以上

洋野町種市地区からの流出 30%以上

洋野町大野地区からの流出 10%以上

久慈地域

78.2%

二戸地域

78.9%

二戸市浄法寺地区、一戸町から10~30%流出

二次医療圏・介護保険認定審査会区域

(当該地域の医療圏と審査会区域は一致)

八戸地域



おいらせ町のみ上
北郡

※久慈地方振興局の担当区域

久慈地域

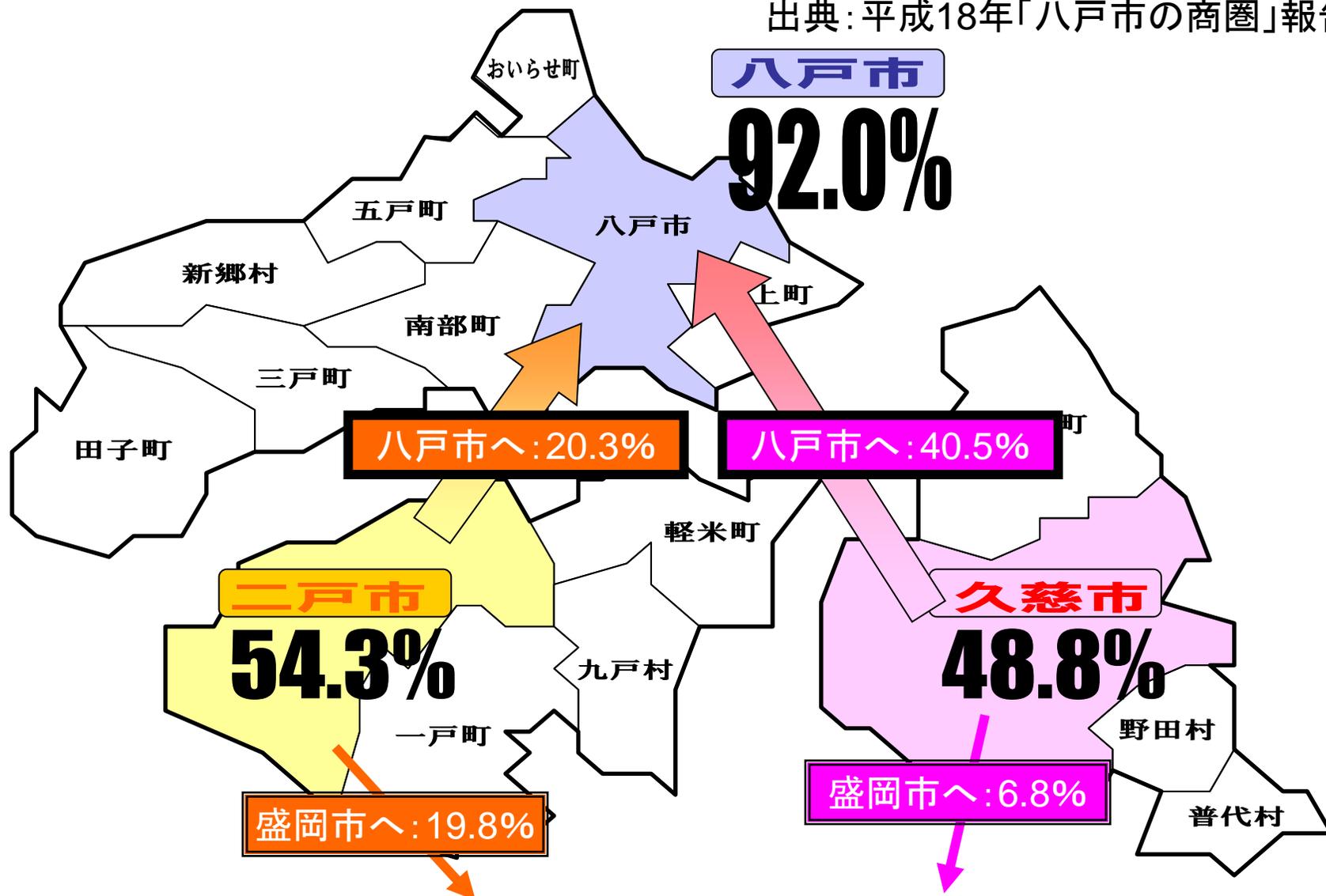


二戸地域

※二戸地方振興局の担当区域

商 圏 (買回吸収率)

出典:平成18年「八戸市の商圏」報告書



※買回吸収率＝調査対象の15商品郡のうち、「靴・かばん」「呉服」「紳士服」「婦人・子供服」の平均値

消費者の購買実態

出典:八戸市の商圈報告書(平成18年)

		八戸地域							久慈地域				二戸地域				その他				
		八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	おいらせ町	久慈市	洋野町	野田村	普代村	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町	十和田市	盛岡市	仙台市	東京都
八戸地域	八戸市	92.0						5.5												0.4	0.4
	三戸町	72.5	10.8			2.5		0.6													
	五戸町	52.0	0.2	10.0				12.9									20.9				
	田子町	73.4			4.8	0.7											1.3		3.3		0.7
	南部町	89.4	1.2		0.3	2.1		1.7									2.1				
	階上町	79.7					18.9	0.4													
	新郷村	64.2		1.3				0.0	1.4												1.3
	おいらせ町	20.6						71.9									1.7				0.5
久慈地域	久慈市	40.5						0.9	48.8				0.4					6.8		0.2	
	久慈市(山形村)	13.3							60.8									25.8			
	洋野町(種市町)	73.3						0.5	2.6	17.8						0.5		2.6			
	洋野町(大野村)	75.7							20.4	0.0											
	野田村	31.6							48.6		15.5							2.6			
	普代村	29.2							52.4			3.6						14.9			
二戸地域	二戸市	20.3						0.3					54.3	0.3		0.4		19.8		2.6	
	二戸市(浄法寺町)	6.1						1.7					31.0			1.7		54.6			
	軽米町	80.3	2.5					1.6						4.4		8.6		1.8		0.8	
	九戸村	50.4											5.0		26.5			14.4			
	一戸町	19.4						1.7					28.2			13.1		32.1		0.3	

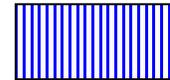
※その他は主なもののみ掲載

都市計画区域・線引き・用途地域

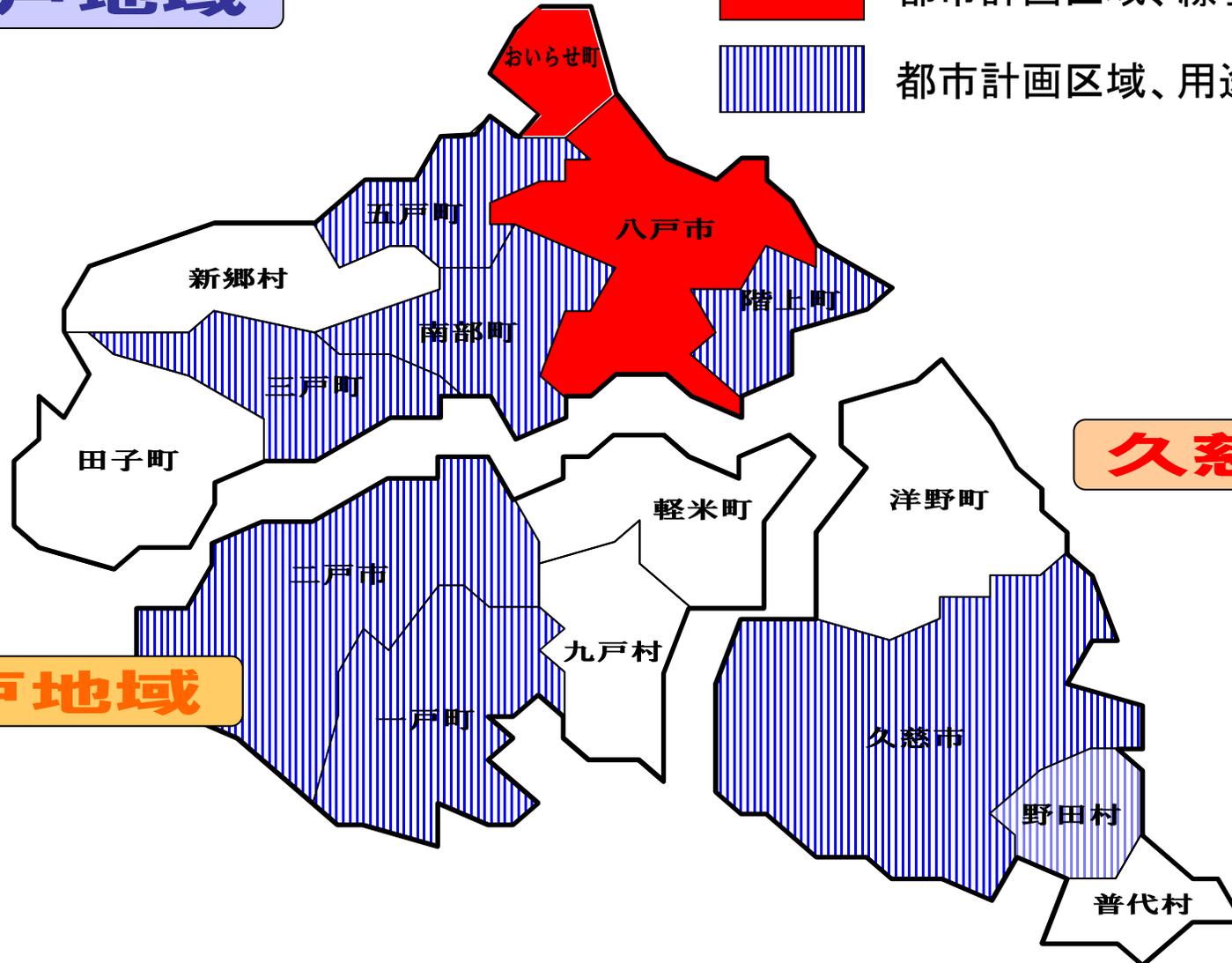
八戸地域



都市計画区域、線引き、用途地域



都市計画区域、用途地域



久慈地域

二戸地域

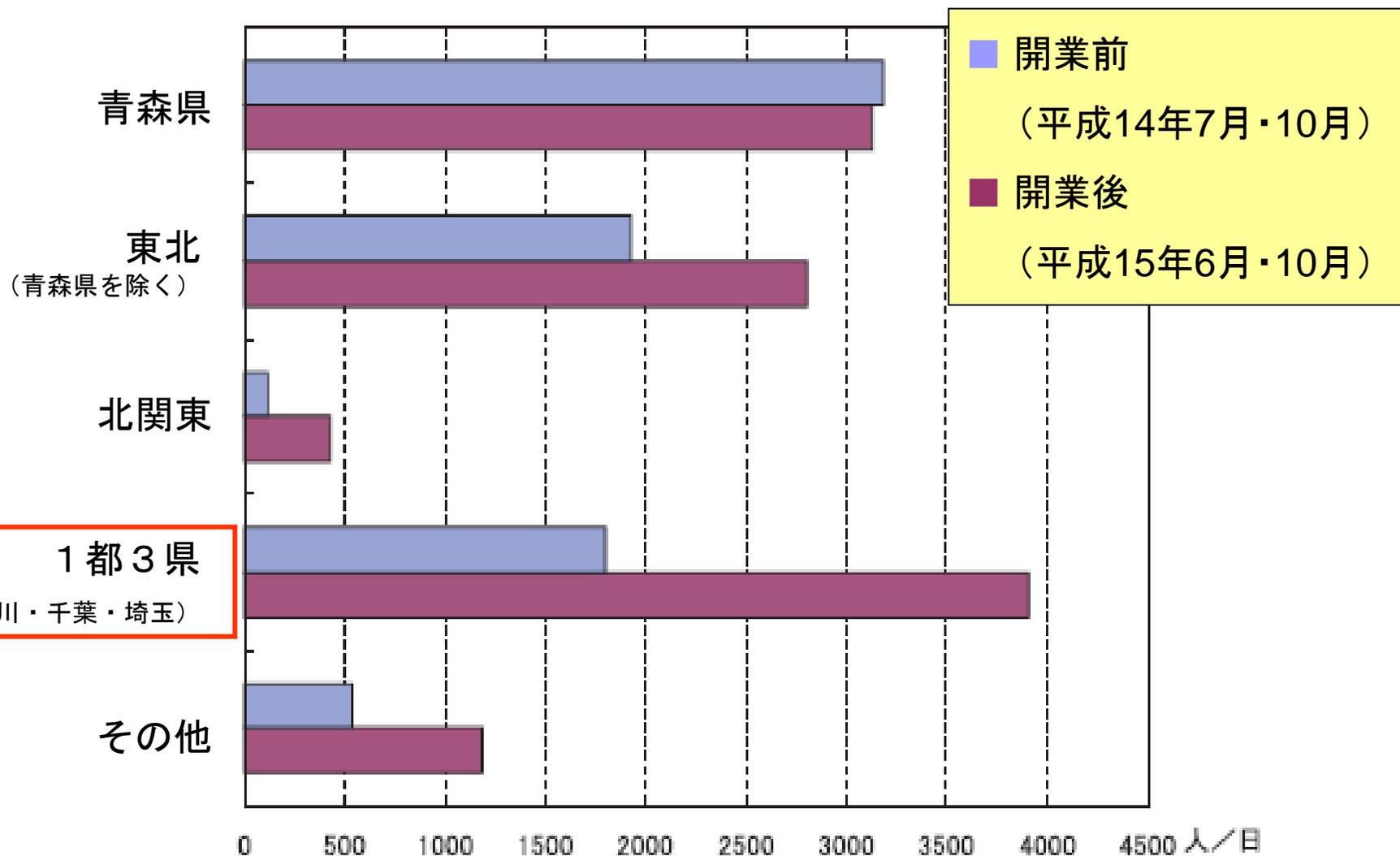
八戸市 土地区画整理事業 一覧表

地区名	施行者	目的	施行面積 (ha)	事業計画決定日	減歩率		施行期間 (年度)	総事業費 (千円)	換地処分公告日	
					公共 (%)	合算 (%)				
換地処分	小中野第一	組合	災害復興	8.90	S10. 9. 4	—	—	S10 ~ S33	3,815	S33. 8. 27
	鮫駅前	組合	市街地整備	10.50	S13. 3. 22	—	—	S13 ~ S19	22	S19. 11. 14
	工業地帯	県	工業地帯造成	391.95	S15. 5. 2	19.09	24.73	S15 ~ S37	156,450	S37. 5. 5
	尻内	組合	公共施設整備	22.95	S33. 3. 3	21.29	23.29	S32 ~ S44	105,285	S44. 5. 17
	湊第一海浜	市	市街地整備	25.91	S34. 12. 28	22.39	36.46	S34 ~ S61	2,232,377	S57. 10. 26
	白銀第一	市	宅地造成	8.05	S36. 10. 16	14.52	14.52	S36 ~ S38	5,047	S39. 3. 19
	松ヶ丘	組合	宅地造成	9.86	S36. 7. 27	14.91	31.66	S36 ~ S38	16,480	S39. 3. 31
	白銀火災復興	知事	災害復興	37.72	S36. 7. 19	19.74	20.82	S36 ~ S49	479,932	S49. 8. 31
	根城	市	公共施設整備	137.99	S38. 6. 29	19.12	24.61	S38 ~ S60	2,309,148	S54. 1. 9
	追切	組合	宅地造成	12.44	S41. 6. 6	22.20	27.20	S41 ~ S44	27,360	S44. 10. 30
	類家北	市	宅地造成	83.08	S43. 6. 6	19.10	23.40	S43 ~ S60	3,744,000	S57. 1. 16
	類家中央	市	宅地造成	126.16	S43. 12. 3	21.65	26.48	S43 ~ S61	2,905,000	S58. 10. 6
	東ヶ丘	組合	宅地造成	17.37	S44. 7. 3	21.44	37.00	S44 ~ S48	181,584	S49. 1. 29
	下谷地	市	宅地造成	4.45	S45. 12. 15	33.20	33.20	S45 ~ S52	60,500	S49. 5. 28
	下長地区河原木	組合	宅地造成	81.37	S49. 1. 16	20.20	29.00	S48 ~ S58	3,556,000	S58. 11. 19
	下長地区石堂	組合	宅地造成	148.22	S49. 2. 21	19.10	28.70	S48 ~ S62	7,035,000	S61. 9. 27
	湊高台第一	組合	宅地造成	110.07	S53. 6. 1	22.93	29.43	S53 ~ H 3	6,310,000	H 1. 9. 29
	類家南	組合	宅地造成	65.37	S61. 1. 9	17.08	27.00	S60 ~ H 9	6,066,545	H 9. 3. 17
売市第一	市	市街地整備	79.89	S52. 3. 14	21.00	21.19	S51 ~ H18	13,279,000	H14. 6. 29	
八戸新都市	公団	新市街地整備	331.88	S59. 10. 1	27.19	42.12	S59 ~ H24	49,610,000	H14. 10. 25	
新井田第一	組合	宅地造成	58.02	H 3. 12. 11	20.39	34.02	H 3 ~ H17	7,263,000	H16. 1. 30	
小計	21ヶ所		1,763.25					105,342,730		
工事施行中	売市第二	市	市街地整備	28.86	S58. 3. 15	18.75	18.75	S57 ~ H21	6,178,000	
	八戸駅西	市	公共施設整備	96.75	H 9. 12. 5	22.40	31.20	H 9 ~ H25	24,490,000	
	田向	組合	宅地造成	88.50	H12. 1. 5	16.31	36.82	H11 ~ H20	14,201,000	
	小計	3ヶ所		214.11					44,869,000	
合計	24ヶ所		1,977.36					150,211,730		

(平成16年10月1日現在)

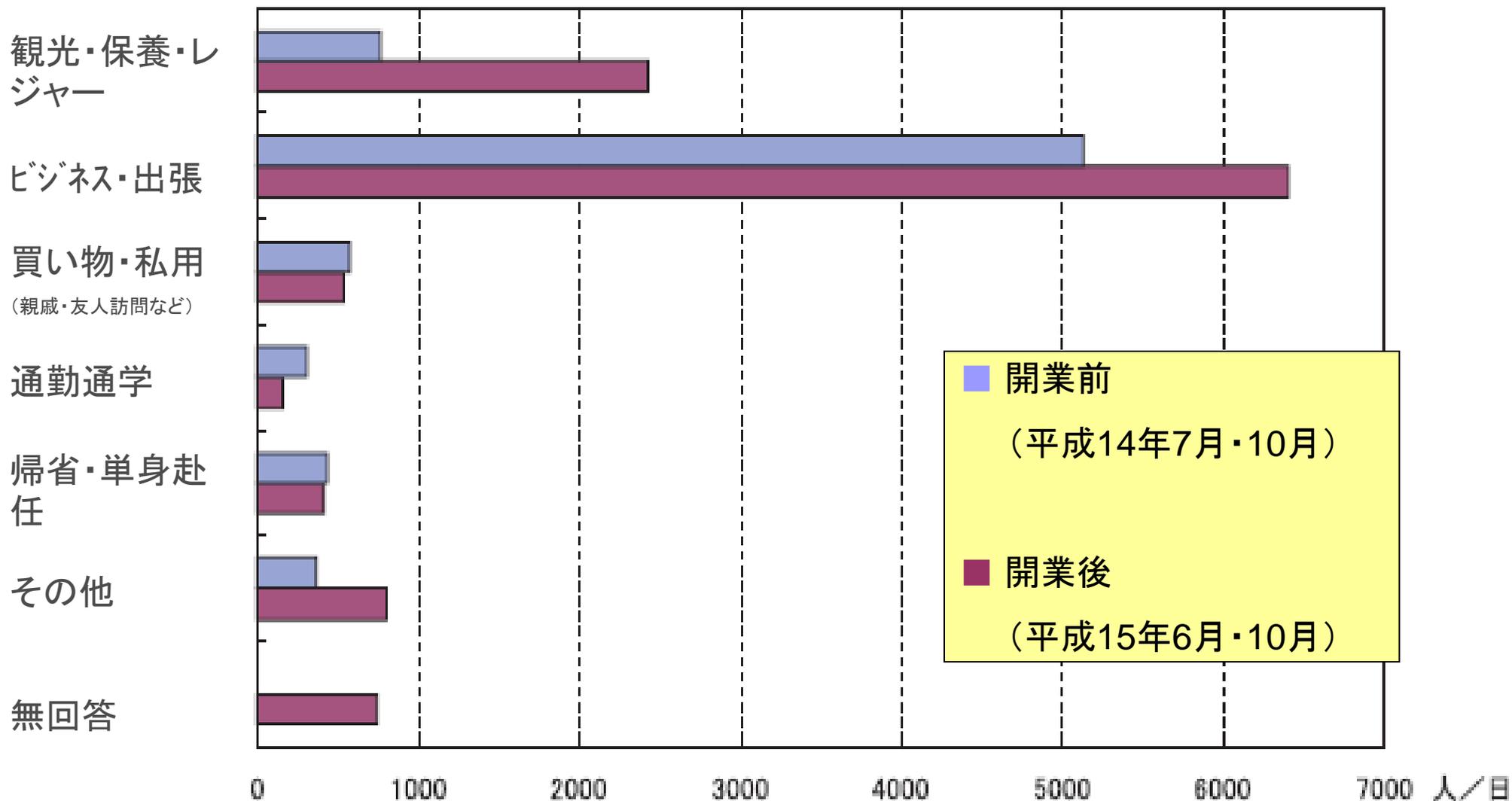
JR「盛岡・八戸間」利用者の居住地別人数(推計)

出典:青森県社会経済白書

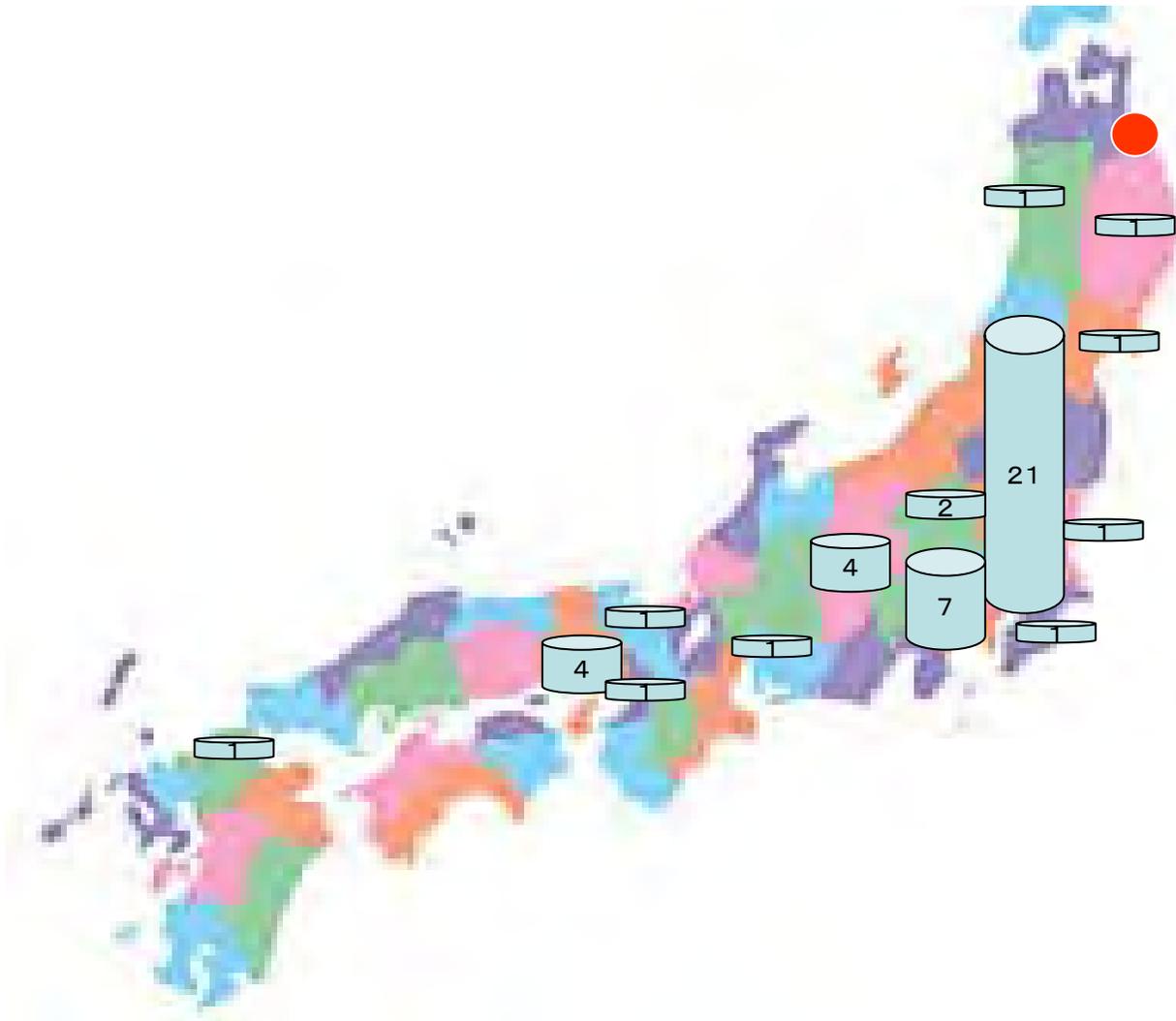


JR「盛岡・八戸間」利用者の利用目的別人数(推計)

出典:青森県社会経済白書



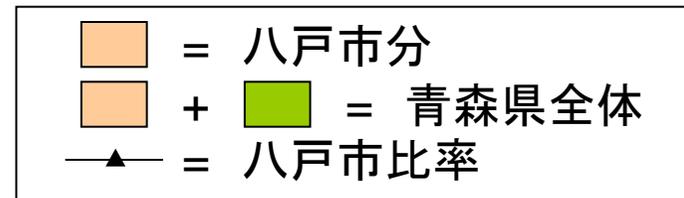
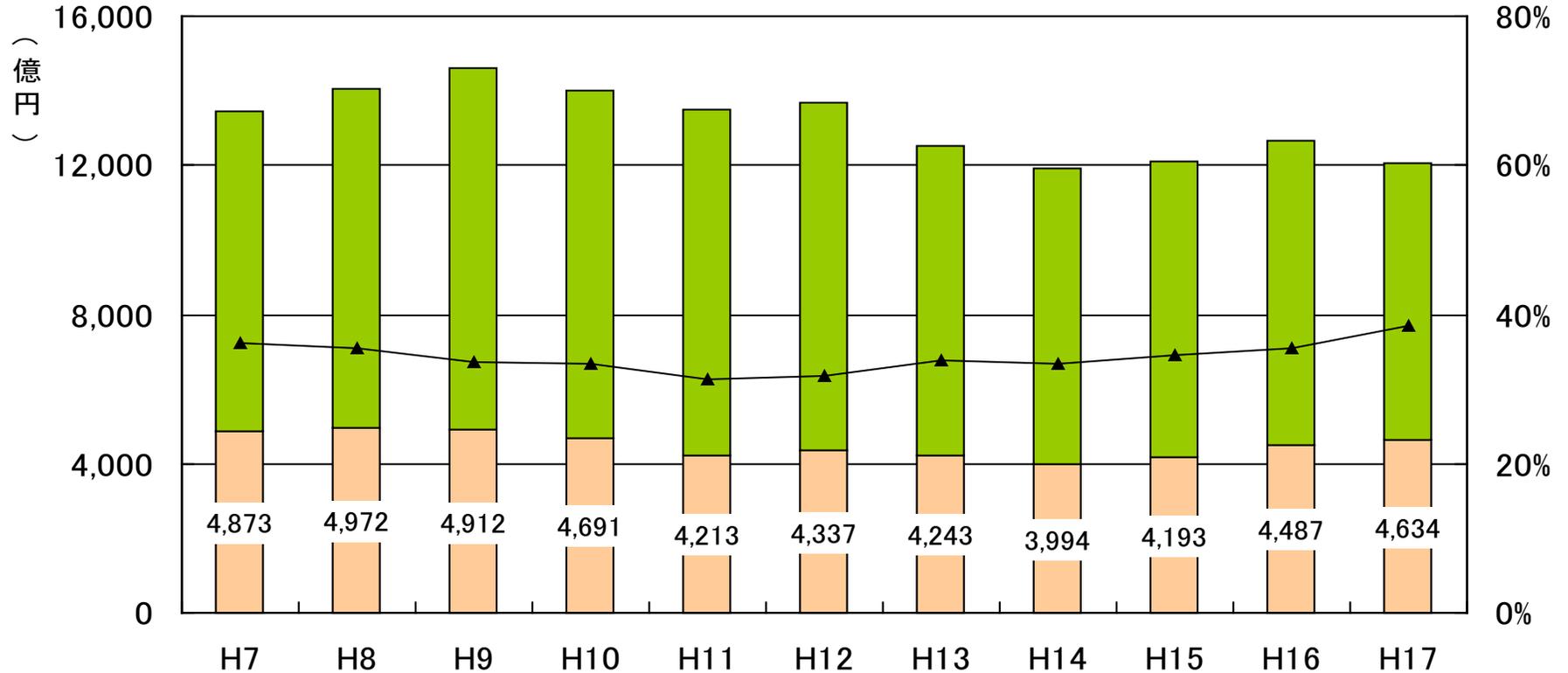
誘致企業(八戸市)の本社所在地



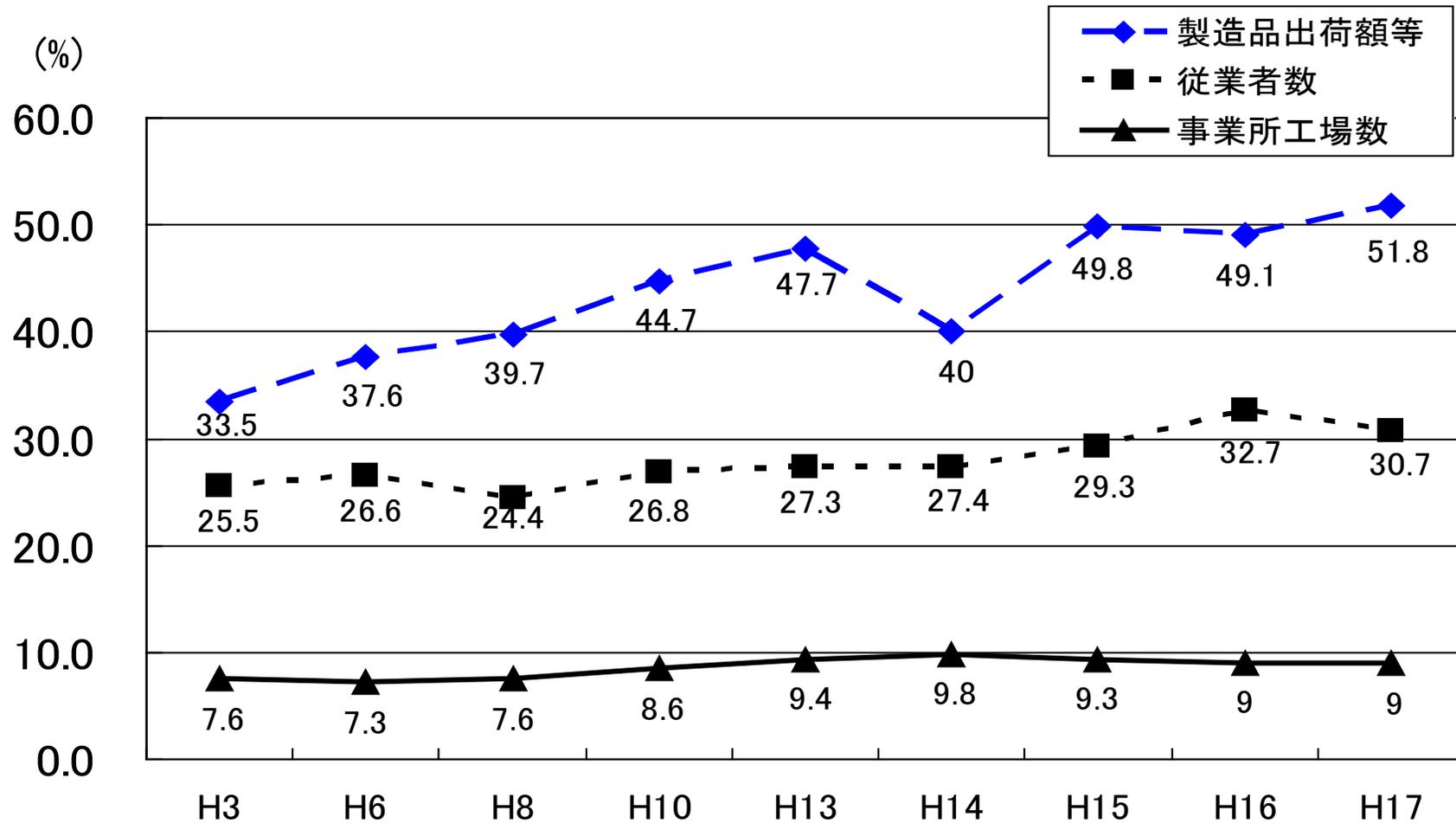
都道府県	集計
東京都	21
神奈川県	7
長野県	4
兵庫県	4
埼玉県	2
愛知県	1
茨城県	1
岩手県	1
宮城県	1
京都府	1
秋田県	1
千葉県	1
大阪府	1
福岡県	1
総計	47

製造品出荷額等

出典：青森県の工業



県誘致企業の県内製造業に占める割合の推移



広域的団体の名称	青森県新産業都市建設事業団
構成者・構成団体	青森県八戸市を中心とした東南部の8市町及び県 青森県 八戸市、十和田市、三沢市 六戸町、東北町、おいらせ町、五戸町、南部町
構成範囲の根拠（理由等）	青森県及び八戸地区新産業都市建設基本計画の構成団体 県がまとめた八戸地区新産業都市建設基本計画で、当面馬淵川から相坂川に至る臨海部を重点的に開発して重化学工業化を進め、徐々に隣接地域や内陸部に波及させて、将来の小川原湖開発をも見通すこととしたため、上記の構成としたもの。
事業目的・活動内容等	八戸地区新産業都市建設基本計画に基づく、地方自治法第298条第1項各号に掲げる事業を、普通地方公共団体から委託を受けて総合的に実施する。 ・主な事業は工業用地の造成・販売
団体の設立年月日	昭和39年2月1日 →ほぼ役割終了

広域的団体の名称	北奥羽開発促進協議会
構成者・構成団体	青森県南部、岩手県北部、秋田県の一部の25市町村／八戸市、十和田市、三沢市、久慈市、二戸市、鹿角市、八幡平市 五戸町、南部町、三戸町、田子町、階上町、おいらせ町、六戸町、七戸町、東北町、洋野町、軽米町、一戸町、葛巻町、小坂町 新郷村、野田村、普代村、九戸村
構成範囲の根拠（理由等）	八戸藩（南部藩）を基に、当市を中心に経済的・文化的な繋がりが深い地域とした範囲： 青森県上北郡・三戸郡地域及び岩手県二戸郡九戸郡地域、秋田県鹿角郡地域（市部含む） ※前身は北奥羽経済建設協議会である：昭和24年9月設立
事業目的・活動内容等	① 地域内の開発重点事業の促進②地域開発のための調査及び研修会の開催
団体の設立年月日	昭和43年3月4日 →陳情団体化

広域的団体の名称	八戸地域広域市町村圏事務組合
構成者・構成団体	八戸市を中心とした青森県南の8市町村 八戸市 五戸町、南部町、三戸町、田子町、階上町、おいらせ町、新郷村
構成範囲の根拠（理由等）	はっきりしたことは不明だが、以下の理由が考えられる。 ①広域行政圏は、日常生活圏を基に設定したものであるため、流入・流出人口（通勤・通学・買い物等）等の様々な観点から圏域を設定した。 ②おいらせ町（当時：百石町・下田町）は八戸市と接しており、日常生活圏として、八戸市と結びつきが強い。 ③県南では、八戸市の規模が突出している状況を踏まえて、県が指導。
事業目的・活動内容等	消防や介護保険などに関する業務を市町村共同で行う
団体の設立年月日	昭和46年4月1日 →現在でも実働

広域的団体の名称	八戸地方拠点都市整備推進会議
構成者・構成団体	青森県南地域2市5町 八戸市、三沢市、五戸町、南部町、階上町、おいらせ町、六戸町、
構成範囲の根拠（理由等）	八戸市中心部から半径15kmの範囲の市町村＋三沢市（日常生活圏＋空港市町村） ※当初案は青森県内の北奥羽開発促進協議会構成市町村（19市町村）であったが、国の地域指定を受ける観点から絞り込みを行った模様
事業目的・活動内容等	① 東京一極集中の是正 ② 地方の自立的成長の促進
団体の設立年月日	平成5年8月 →地総債の廃止により実質的なメリットが希薄となっていること、地域指定より相当年数が経過し、国の動向も不透明であることから実質的な活動を休止。

広域的団体の名称	三圏域連携懇談会
構成者・構成団体	青森県南、岩手県北の中心市である三市及び各地域を所管する青森岩手両県の地域振興機関（出先機関）により構成 八戸市、久慈市、二戸市 三八地域県民局、久慈地方振興局、二戸地方振興局
構成範囲の根拠（理由等）	従来から経済・文化・歴史的に結びつきが強い地域である。
事業目的・活動内容等	県境を越えた連携・協力により、地域全体の振興を図る。 ①三圏域の共通課題の検討 ②各種の連携事業の実施 等 → ドクターヘリ配備、防災協力、畜産、広域観光等の連携
団体の設立年月日	平成18年7月24日

地方都市圏の過去・現在・将来

～対応しきれていない行政体制と広域都市圏～

- 通勤・通学圏→八戸市を超えて合併が検討された八戸広域8市町村
- 医療・商圈→従来の広域市町村圏を超えて、二戸・久慈圏域まで拡大
- ビジネス圏→青森市・盛岡市・仙台市ではなく、東京圏との交流が中心



人口減少・高齢化が進むなかで、拡大する日常生活圏(通勤・通学圏・医療圏・商圈＝定住自立圏)において、ビジネス圏との相互作用を活かして如何に地域活性化を図るか。

八戸市 定住自立圏形成協定の概要



青森県



中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率	
八戸市	244,700	1.052	
周辺市町村名	人口(人)	周辺市町村名	人口(人)
おいらせ町	24,172	南部町	21,552
三戸町	12,261	階上町	15,356
五戸町	20,138	新郷村	3,143
田子町	6,883	圏域合計	348,205

※平成17年国勢調査

○八戸市と周辺町との間の定住自立圏形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

- ・地域医療体制の充実
(医師派遣体制の構築)
- ・救急医療体制の充実
(ドクターカーの導入)
- ・周産期医療体制の充実(周産期医療施設の産科機能の維持・充実)

イ 福祉

- ・子育て支援の充実
(特別保育事業等の拡充)

ウ 産業振興

- ・農業振興に係る情報提供体制の構築

エ 教育

- ・社会教育の推進
(各種講座の情報提供体制の構築)

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

- ・(仮称)圏域公共交通計画の策定及び推進

イ デジタルディバイドの解消に向けたICTインフラの整備

- ・ICTインフラの基盤整備及び利活用

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

- ・八戸市東京事務所を活用した地域情報の発信
- ・グリーン・ツーリズムの推進
(三八地方農業観光振興協議会の運営体制の充実)

- ・空き家バンクを活用した移住促進
(空き家バンクの構築)

エ 安全・安心情報配信システムの構築

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村職員の育成

- ・合同研修及び学官連携地域シンクタンクを活用した人材育成

イ NPO等の活動促進

- ・NPO等の活動や支援などの情報共有

※周辺町により、協定内容は異なることに留意。

定住自立圏構想

原ロビジョン～どの地域からも成長できる日本へ 地域力を高め、成長をはかる3つの柱

1. 「緑の分権改革」の推進

それぞれの地域資源(豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金)を最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、「絆」の再生を図ることにより、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」を「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」へと転換

2. 「定住自立圏構想」の推進

「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能で相互に役割分担し、定住の受皿を形成するとともに、「緑の分権改革」の考え方に沿って、地域の自給力と創富力を広域的に高めていく取組を支援

3. 過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

広域的な連携がしにくい過疎地域についても、「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生することより、地域の自給力と創富力を高めていく

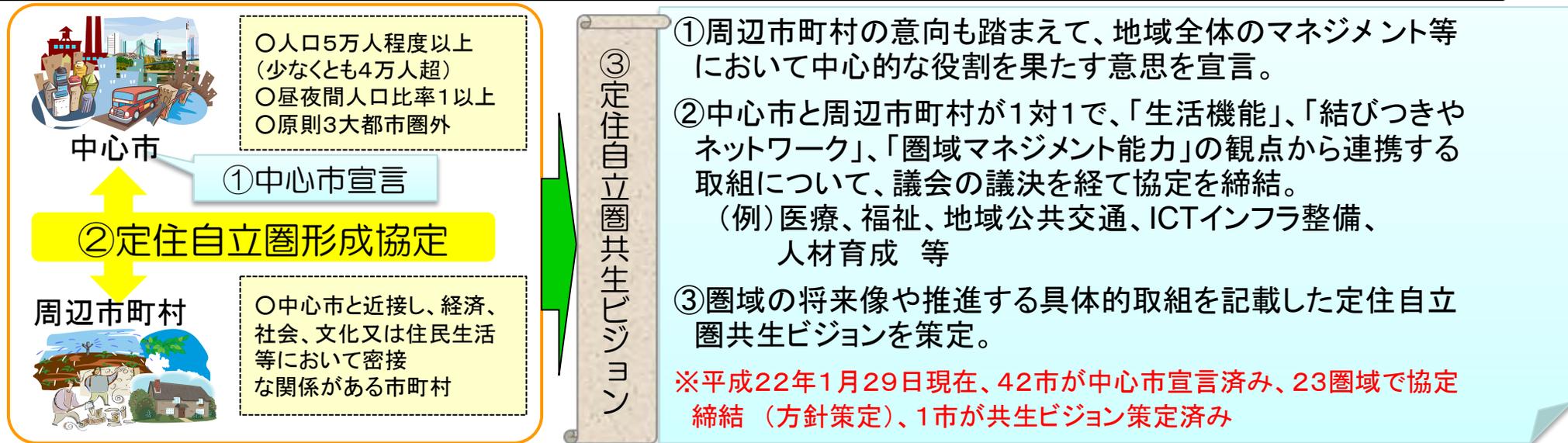
「定住自立圏構想」の推進

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、**圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。**

(「新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～」(平成21年12月30日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
 - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)等
- 関係府省
 - ・各種経済対策交付金の割増算定(地域活性化・きめ細かな臨時交付金(21年度第2次補正予算5,000億円)等)
 - ・事業の優先採択

定住自立圏における取組例

定住自立圏形成協定の締結又は定住自立圏形成方針の策定済みの23圏域(22.1.29現在)における取組の例

1 政策分野別の取組例

市町村間の役割分担による生活機能の強化

地域医療 (休日夜間(小児)救急センター設置、自治体病院間の医師派遣体制構築、共通カルテ運用・遠隔医療などによる病診連携推進、適正受診啓発による圏域の医療資源確保等)

教 育 (体育館、文化施設等の市内外利用料金区分撤廃、図書館の相互利用等)

地域産業 (農商工連携による地域ブランド開発、観光資源連携による広域観光ネットワーク形成等) 等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通 (市町村境を超えるバス路線の新設・維持、デマンドタクシーの導入等)

ICTインフラ、交通インフラ(公共施設間のブロードバンド整備、ブロードバンドゼロ地域解消、幹線道路整備等)

交流移住 (共同空き家バンク構築、川上・川下交流等) 等

圏域マネジメント能力の強化

人材の育成(まちづくりリーダー養成、職員の合同研修等) 等

2 県境型の圏域における取組例等

県境を超えて形成された定住自立圏(県境型)

住民の生活実態を踏まえ、**県境の市町村間で圏域を形成**

中心市名	定住自立圏エリア	県境での取組例
米子市・松江市	鳥取県・島根県境	中海(県境の湖)の水質保全
備前市	岡山県・兵庫県境	広域観光ルートの設定
中津市	大分県・福岡県境	県境コミュニティバス路線新設
都城市	宮崎県・鹿児島県境	休日診療、夜間救急体制維持

※いずれの圏域も県境を超えて地域住民の移動(通勤通学等)が存在

2つの市を中心市とする定住自立圏(複眼型)

2つの市が共同して**中心市**となり、圏域を形成

中心市名	中心市の特徴
米子市・松江市	単独の市で人口要件を満たすが、圏域実態から複眼型を選択(本圏域は、県境型の圏域にも該当)
四万十市・宿毛市	両市合計で中心市の人口要件(4万人超)を満たす

広域的な合併を行った合併市の定住自立圏(合併一市型)

広域的な合併を行った合併市で人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、**合併1市で定住自立圏の形成が可能**

(人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を策定)

大館市、由利本荘市、下関市、薩摩川内市

先行実施団体において目指す圏域等の姿

※ 各団体との意見交換等をもとに整理したものであり、今後の検討により変更となる場合がある。

1. 圏域の形態による分類

① 複眼型

圏域内に中心市に該当する2つの市が存在



米子・松江、四万十・宿毛 など

② 県境型

県境を越える形で圏域を形成



備前、米子・松江、都城 など

③ 合併1市圏域型

1つの合併市で1圏域を形成



由利本荘、下関、薩摩川内 など

2. 中心市の規模による分類

① 大規模中心市型

人口30万人程度以上の比較的大規模な市を中心とした圏域



八戸(244,700人)、長岡(283,224人)、
下関(290,693人)、高松(418,125人)、久留米(303,721人)

② 小規模中心市型

人口5万人台以下の比較的小規模な市を中心とした圏域



美濃加茂(52,133人)、備前(40,241人)、
四万十・宿毛(四万十37,917人、宿毛24,397人)、八女(42,818人)

中心市について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市とする。また、周辺市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」することとする。

中心市の要件 (全243市)

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
 - ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
 - ③地 域：
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域外の市
 - ・三大都市圏の都府県（*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
- * 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、周辺市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
- ③ 周辺市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載

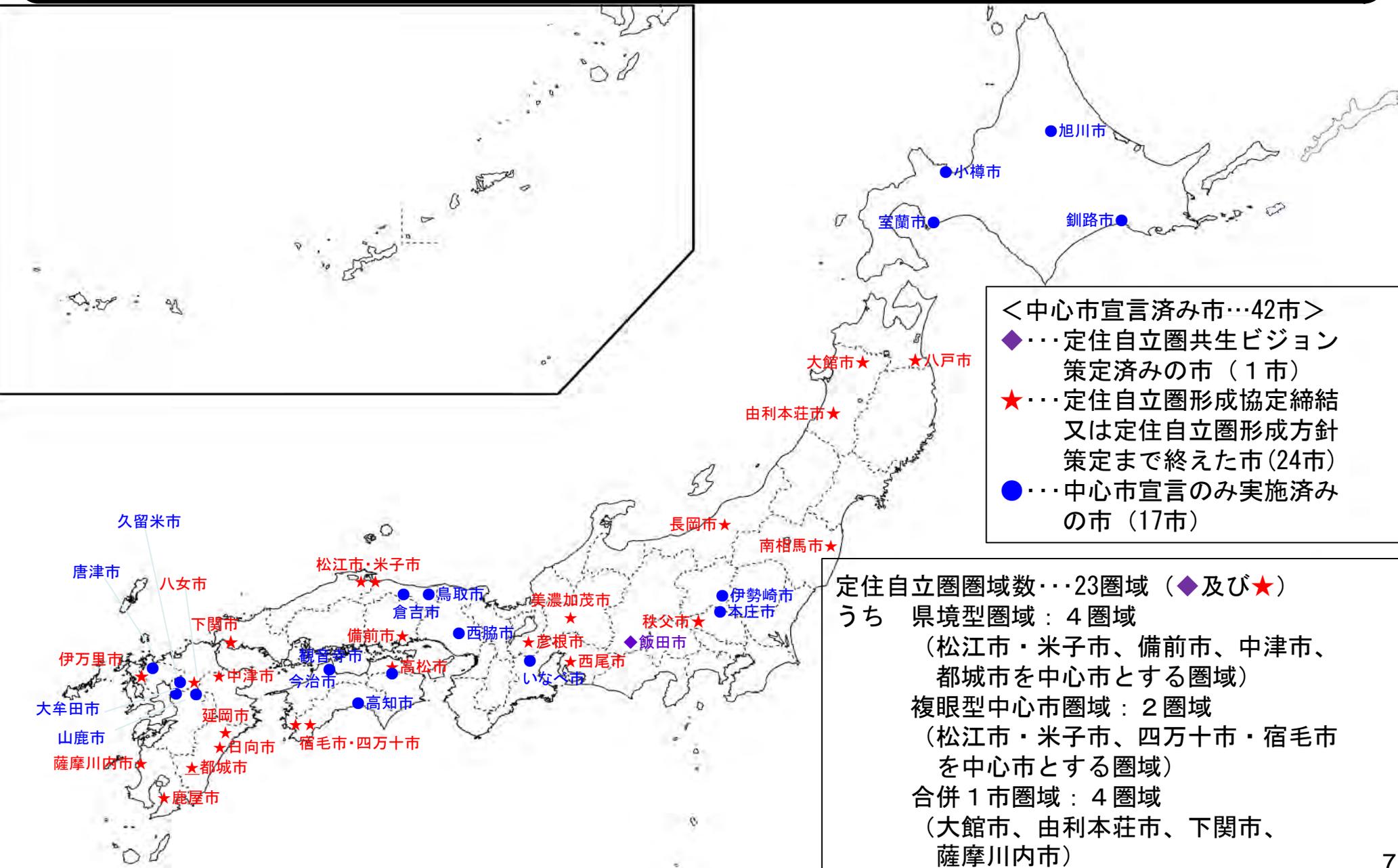
公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

中心市一覧（都道府県別）

都道府県	中心市数	中心市名	3大都市圏
1 北海道	13	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、千歳市、滝川市、石狩市	
2 青森県	7	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市	
3 岩手県	7	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、一関市、釜石市、奥州市	
4 宮城県	4	仙台市、石巻市、気仙沼市、大崎市	
5 秋田県	7	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	
6 山形県	6	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、東根市	
7 福島県	8	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、南相馬市	
8 茨城県	8	水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市	
9 栃木県	6	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市	
10 群馬県	7	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、富岡市	
11 埼玉県	2	秩父市、本庄市	○
12 千葉県	2	館山市、旭市	○
13 東京都	0		○
14 神奈川県	0		○
15 新潟県	12	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市、佐渡市、南魚沼市	
16 富山県	5	富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	
17 石川県	3	金沢市、七尾市、小松市	
18 福井県	3	福井市、敦賀市、越前市	
19 山梨県	1	甲府市	
20 長野県	9	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市	
21 岐阜県	5	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、美濃加茂市	○
22 静岡県	10	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、湖西市、牧之原市	
23 愛知県	5	刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、田原市	○
24 三重県	7	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、亀山市、いなべ市、伊賀市	○

都道府県	中心市数	中心市名	3大都市圏
25 滋賀県	5	彦根市、長浜市、草津市、栗東市、東近江市	
26 京都府	1	福知山市	○
27 大阪府	0		○
28 兵庫県	5	姫路市、洲本市、豊岡市、西脇市、たつの市	○
29 奈良県	1	天理市	○
30 和歌山県	2	和歌山市、田辺市	
31 鳥取県	3	鳥取市、米子市、倉吉市	
32 島根県	5	松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市	
33 岡山県	4	岡山市、倉敷市、津山市、備前市	
34 広島県	8	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市	
35 山口県	8	下関市、宇部市、山口市、萩市、下松市、岩国市、長門市、周南市	
36 徳島県	2	徳島市、阿南市	
37 香川県	4	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市	
38 愛媛県	8	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市	
39 高知県	2	高知市、南国市	
40 福岡県	9	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、朝倉市	
41 佐賀県	5	佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市	
42 長崎県	5	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、五島市	
43 熊本県	6	熊本市、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	
44 大分県	4	大分市、中津市、日田市、佐伯市	
45 宮崎県	6	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市	
46 鹿児島県	9	鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市	
47 沖縄県	4	那覇市、浦添市、名護市、宮古島市	
合計	243		

定住自立圏に取り組んでいる中心市（H22.1.29）



定住自立圏構想推進要綱の概要

中心市

- ①人口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）



①中心市宣言

- 中心市と連携する意思を有する周辺市町村の意向に配慮しつつ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思等を公表



②定住自立圏形成協定

協定

- 人口定住のために必要な生活機能を確保するため、役割分担し、連携していくことを明示

協定

周辺市町村

- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村
- ※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断



周辺市町村



周辺市町村



定住自立圏の形成

③定住自立圏共生ビジョン

- 中心市が策定
- 定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的取組を記載



定住自立圏同士の連携も期待

高次都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏

連携

基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏

定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める協定。

中心市と協定を締結する周辺市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。
※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断。

協定の期間・廃止

協定の期間は、連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。（この一定期間は、原則として2年間とし、あらかじめ当該協定に規定。）

協定の締結に係る留意事項及び協定の公表・送付

- ・ 中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺市町村とも締結できる 等。
- ・ 協定の締結後、直ちに公表し、関係都道府県及び総務省に協定の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めうるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・デバイドの解消
へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等
の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきや
ネットワークの強化に係る取組

圏域マネジメント能力の強化

- a 中心市等における人材
の育成
- b 中心市等における外部
からの行政及び民間人
材の確保
- c 圏域内市町村の職員等
の交流
- d 上記のほか、圏域マネジ
メント能力の強化に係る取
組

定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

ビジョンに記載する主要事項及び期間

① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）

③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

策定手続き等

① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・ 医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・ 大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

② ①における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

③ 策定後、公表。中心市は周辺市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

飯田市 定住自立圏形成協定の概要



長野県

中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率
飯田市	108,624	1.045

周辺市町村名	人口(人)	周辺市町村名	人口(人)
松川町	14,117	売木村	735
高森町	12,976	天龍村	2,002
阿南町	5,972	泰阜村	2,062
阿智村	7,548	喬木村	6,912
平谷村	688	豊丘村	7,068
根羽村	1,253	大鹿村	1,356
下條村	4,210	圏域合計	175,523

※平成17年国勢調査

○飯田市と周辺町村との間の定住自立圏形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ア 医療
 - ・救急医療体制の確保
(救命救急センター、休日夜間当番制)
 - ・産科医療体制の確保
(セミオープンシステム、共通カルテ)
 - ・大規模災害医療救護体制の整備
- イ 福祉
 - ・圏域健康計画の策定
- ウ 産業振興
 - ・地場産業センターの運営等
(人材育成、新事業展開、新規創業等の支援)
 - ・鳥獣害防止総合対策
- エ 環境
 - ・地域ぐるみによる環境関連活動
(環境モデル都市の取組の普及拡大)

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

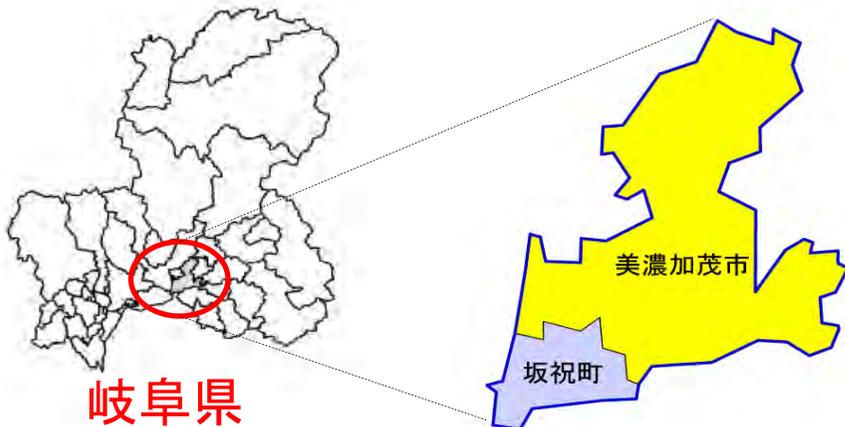
- ア 地域公共交通及びICTインフラの整備
 - ・公共交通ネットワークの構築
(周辺町村とを結ぶバス路線の確保等)
 - ・地域情報共有システムの構築
(メール配信システム、地域コミュニティサイト、データ放送システムの構築及び運営)
- イ 圏域内外の住民との交流及び移住の促進
 - ・にぎわい拠点の整備
(飯田市中心市街地、名勝天竜峡等のにぎわい創出等、町村に存する多様な観光資源の魅力の向上等)

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ア 人材育成等
 - ・環境、法務、財務会計、税務等の専門研修
 - ・生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化の取組を推進するための研修
 - ・圏域外の専門家の招へい等

※周辺町村により、協定内容は異なることに留意。

美濃加茂市 定住自立圏形成協定の概要



岐阜県

中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率
美濃加茂市	52,133	1.054

周辺市町村名	人口（人）	周辺市町村名	人口（人）
坂祝町	8,552	圏域合計	60,685

※平成17年国勢調査

○美濃加茂市と坂祝町との間の定住自立圏形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ア 医療
 - 病診連携の強化
- イ 教育
 - 外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備
 - 公共施設の共同利用の推進
 - スポーツ・文化団体等の交流の促進
- ウ 産業振興
 - 農商工連携による地域ブランドの開発
 - 木曾川や旧中山道を活用した観光の推進
 - ものづくり観光の推進
 - 産業活性化のための実践的職業訓練の促進
 - 農業の振興

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- ア 地域公共交通の整備
 - 地域公共交通ネットワークの推進
- イ 道路等のインフラ整備
 - 都市計画区域の統合
 - 生活幹線道路の整備
 - 生活インフラの相互利用
- ウ 地域住民の交流促進
 - 多文化共生の推進

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ア 人材の育成・交流
 - 職員の合同研修及び人材交流
- イ 外部からの行政及び民間人材の確保
 - 外部の専門的な人材の登用
- ウ 圏域行政事務の共同化
 - 行政事務の効率運用

米子市・松江市 定住自立圏形成協定の概要

複眼・県境型



中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率
米子市	149,584	1.055
松江市	196,603	1.049

周辺市町村名	人口（人）	周辺市町村名	人口（人）
境港市	36,459	東出雲町	14,193
安来市	43,839	圏域合計	440,678

※平成17年国勢調査

鳥取県・島根県

○中海圏域の間の定住自立圏形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ①医療
ア保健医療を担う病院への支援
- ②福祉
ア圏域内の保育所情報の提供
イ障害者雇用・就労支援の促進
- ③教育
ア体育・文化施設利用による住民交流の促進
イ図書館利用者登録の拡充
ウ学校給食に圏域内の特産食材の使用
- ④産業振興
ア圏域の観光振興
イ「中海産業技術展」への支援
ウ環日本海定期貨客船の安定就航に向けた支援
- ⑤その他
ア下水道のインフラ整備 ほか

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

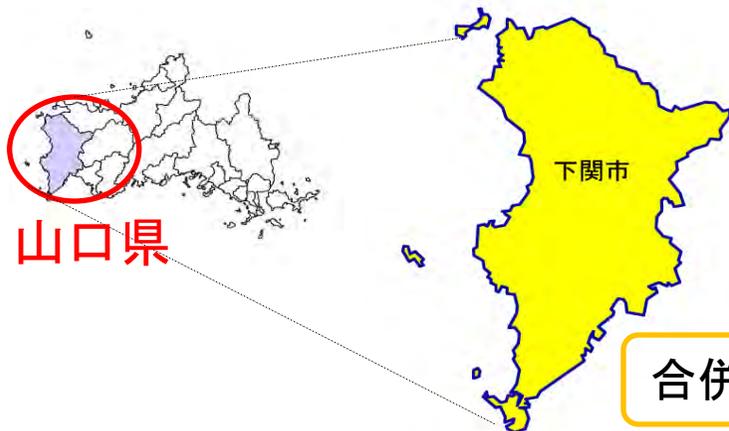
- ①地域公共交通
ア公共交通の利便性向上に向けた取組
イコミュニティバスの運行
- ②道路の交通インフラ整備
ア中海の湖岸を周遊できる道路の検討
イ中海架橋建設に向けた連携
- ③その他
ア「中海圏域振興ビジョン」（仮称）の策定
イ圏域情報の共有化

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ①人材育成
ア職員派遣及び合同職員研修
イ外部から専門的な人材を共同で招へい

※周辺町により、協定内容は異なることに留意。

下関市 定住自立圏形成方針の概要



中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率
下関市	290,693	1.007（12年国調）

※平成17年国勢調査

周辺市町村名	人口（人）	周辺市町村名	人口（人）
（旧）下関市	252,389	（旧）豊浦町	20,499
（旧）菊川町	8,203	（旧）豊北町	13,124
（旧）豊田町	6,882		

※平成12年国勢調査

合併1市圏域

○下関市定住自立圏形成方針の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ア 医療
 - (ア) 地域医療体制の充実に係る取組
- イ 土地利用
 - (イ) 大規模工業団地調査及び企業誘致に係る取組
 - (ロ) 耕作放棄地解消に係る取組
- ウ 産業振興
 - (ウ) 中心市街地の整備及び賑わいの確保に係る取組
 - (エ) 有害獣肉有効活用推進に係る取組
 - (オ) 観光資源・基盤の整備に係る取組
 - (カ) 国際複合海陸一貫輸送基地としての取組
- エ その他

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- ア 地域公共交通
 - (ア) 生活バス交通対策に係る取組
- イ デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備
 - (イ) 情報通信基盤格差是正に係る取組
- ウ 道路等の交通インフラの整備
 - (ウ) 流通経路整備に係る取組
 - (エ) 基盤道路ネットワーク及び生活幹線道路整備に係る取組
- エ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
 - (エ) 地産地消推進に係る取組
- オ 地域内外の住民との交流・移住促進
 - (オ) ブルーツーリズム及びグリーンツーリズムに係る取組
- カ その他

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ア 宣言中心市等における人材の育成
 - (ア) 市立大学における人材育成の取組
- イ その他

※旧周辺町により、取組内容は異なることに留意。

中津市 定住自立圏形成協定の概要

県境型



中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率	
中津市	84,368	1.017	
周辺市町村名	人口（人）	周辺市町村名	人口（人）
宇佐市	60,809	築上町	20,837
豊後高田市	25,114	上毛町	8,172
豊前市	28,104	圏域合計	227,404

※平成17年国勢調査

○中津市と周辺市町との間の定住自立圏形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 小児救急医療体制の確保

小児科の休日夜間における救急医療体制を確保するため、小児救急に係る医師人件費等を圏域自治体で負担する。

イ 勤労者福祉サービスセンターの運営

圏域の中小企業の従業員に対する共済金の給付や余暇活動に対する助成を行うサービスセンターの運営を圏域で支援する。また、各自治体は、サービスセンターへの加入促進活動を協力して行う。

ウ 企業誘致等

企業誘致のための工業用地整備や、誘致活動の推進、従業員のためのインフラ整備等を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 公共交通

病院等圏域の生活機能を確保するための施設に対するアクセス向上のため、コミュニティバスの路線新設や既存路線との連携を検討。

イ 定住・移住促進

定住・移住促進のための空家等の情報を圏域内で集約し、共同で情報発信。

ウ 圏域内外の住民との交流

圏域の交通ネットワークを活用した広域観光ネットワークを形成し、観光振興及び圏域内外の住民との交流を推進。

エ 広域道路網整備

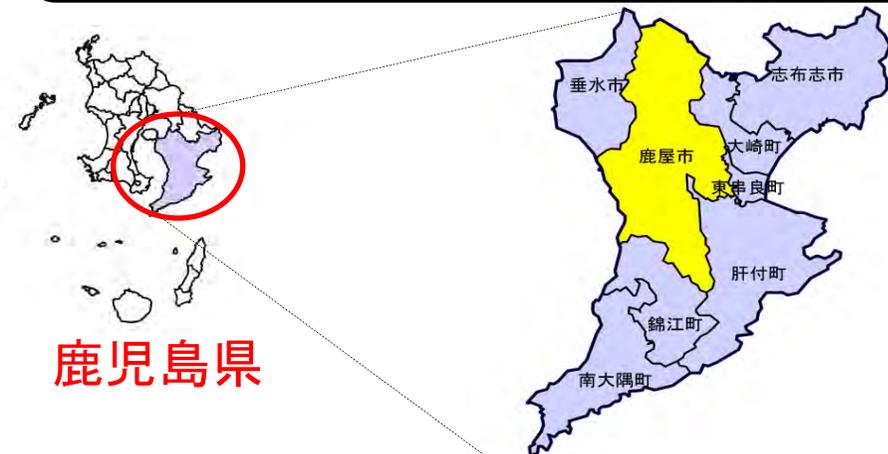
病院等圏域の生活機能を確保するための施設に対するアクセス向上のための道路整備や、広域的な交通ネットワークの整備促進。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

圏域自治体職員の資質向上のための合同研修の開催や、人材交流の推進、圏域外からの専門家の招聘等を行う。

※周辺市町により、協定内容は異なることに留意。

鹿屋市 定住自立圏形成協定の概要



鹿児島県

中心市名	人口（人）	昼夜間人口比率	
鹿屋市	106,208	1.015	
周辺市町村名	人口（人）	周辺市町村名	人口（人）
垂水市	18,928	錦江町	10,015
志布志市	34,770	南大隅町	9,897
大崎町	15,303	肝付町	18,307
東串良町	7,122	圏域合計	220,550

※平成17年国勢調査

○鹿屋市と周辺市町との間の定住自立圏形成協定の概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

① 医療

- (7) 初期救急医療体制の維持・確立
 - ・救急医療体制を維持・確保するための夜間急病センター及び救急医療電話相談センターの設置
- (4) 救急医療適正受診の啓発
 - ・救急医療体制を維持するための救急医療機関の適正受診の啓発

② 産業振興

- (7) 圏域内の畜産飼料自給率の向上
 - ・粗飼料生産体制を確立するためのコントラクターの育成及びTMRセンター整備の促進
 - ・粗飼料生産体制を確立するための酪農コントラクター組織の整備

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

① 地域公共交通

- (7) 交流人口の増加のためのバスネットワークの構築
 - ・九州新幹線、さんふらわあ等の誘客効果の大隅地域への導入
 - ・大隅地域住民の県都鹿児島市への交通の利便性の向上

② 地域内外の住民との交流・移住促進

- (7) 誘客促進及び観光資源のネットワーク化の推進
 - ・スポーツ合宿・大会等の誘致・開催によるスポーツ交流の促進

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 圏域内市町の職員等の交流

- ・中心市が協定に基づく計画策定等のために設置する事務局への職員の派遣
- ・中心市が行う鹿児島中央駅直行バス利用促進の取組における周辺市町職員の派遣
- ・スポーツ交流促進情報システムの管理・運営等に関する研修への周辺市町職員の参画

※周辺市町により、協定内容は異なることに留意。

事務の共同処理に係る現況と改革

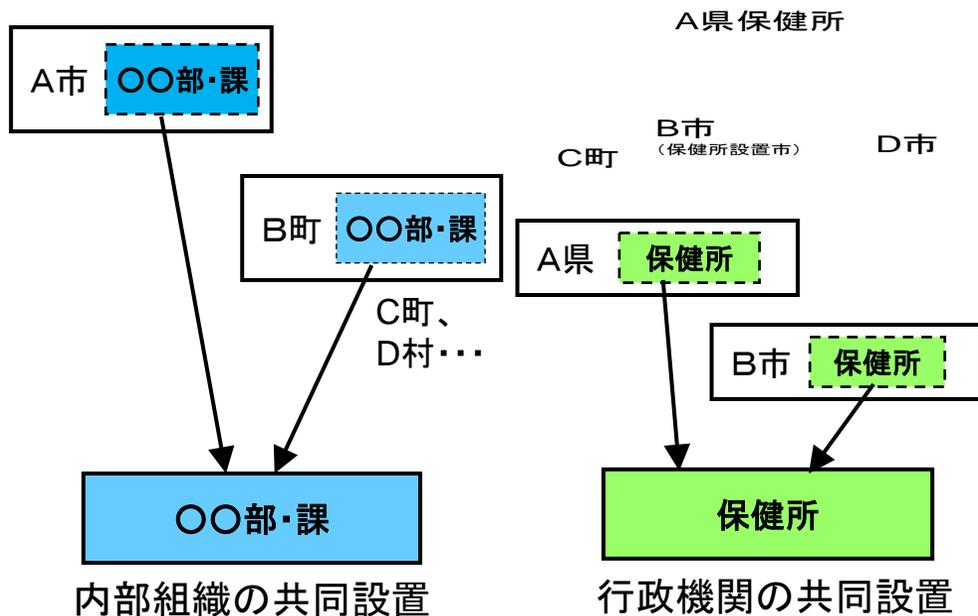
第29次地方制度調査会答申の概要(抄) (H21.6.16)

平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末までで一区切り

市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村が、これらの中から最も適した仕組みを自ら選択。

① 現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要。

② 内部組織・行政機関等の共同設置



③ 小規模市町村に対する方策

市町村合併や広域連携などの方法によっては必要な行政サービスを安定的に提供することが困難と考えられる小規模市町村があれば、その選択により、法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することも考えられる。

こうした方策について、関係者と十分な意見調整を図りつつ、多角的に検討することが必要。

現行の事務の共同処理の仕組みと運用（概要）

共同処理制度	制度の概要	運用状況(H20.7.1現在)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">法人の設立を要しない 簡便な仕組み</p> <p>協議会</p> <p>機関等の共同設置</p> <p>事務の委託</p>	<p>地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p>	<p>○設置件数: 284件 ○主な事務: 広域行政圏計画の策定等122件(43.0%)、小中学校の運営など教育関係87件(30.6%)、環境衛生20件(7.0%)</p>
	<p>地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p>	<p>○設置件数: 407件 ○主な事務: 介護保険認定審査142件(34.9%)、公平委員会116件(28.5%)、障害区分認定審査108件(26.5%)</p>
	<p>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>	<p>○委託件数: 5,109件 ○主な事務: 公平委員会1,169件(22.9%)、住民票等の交付936件(18.3%)、競艇838件(16.4%)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別法人の設立を要する仕組み</p> <p>一部事務組合</p> <p>広域連合</p> <p>地方開発事業団</p> <p>全部事務組合 役場事務組合</p>	<p>地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p>	<p>○設置件数: 1,664件 ○主な事務: ごみ処理422件(25.4%)、し尿処理386件(23.2%)、消防297件(17.8%)、救急295件(17.7%)、火葬場233件(14.0%)</p>
	<p>地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p>	<p>○設置件数: 111件 ○主な事務: 後期高齢者医療49件(44.1%)、介護保険47件(42.3%)、広域行政圏計画の策定等30件(27.0%)、障害者福祉28件(25.2%)</p>
	<p>地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。共同処理する事務は、公共施設の建設事業や関連する用地の取得・造成等に限定されている。</p>	<p>○設置件数: 1件</p>
	<p>全部事務組合: 町村が、その事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 役場事務組合: 町村が、執行機関に係る事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p>	<p>○昭和35年以降活用例なし</p>

(注) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

一部事務組合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

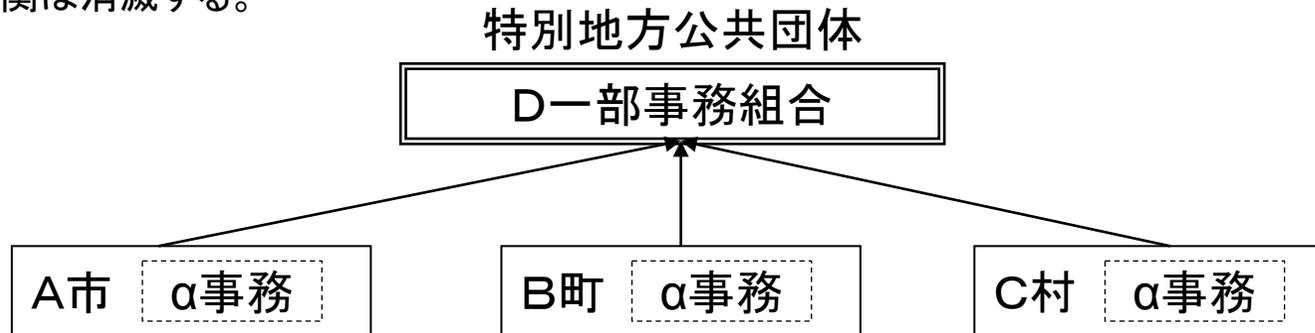
④ 設置数

1,664(構成団体:延べ10,861団体) ※H20.7.1現在

② 制度の概要

一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

① 負担金 ② 手数料 ③ その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

広域連合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第291条の2～第291の13

④ 設置数

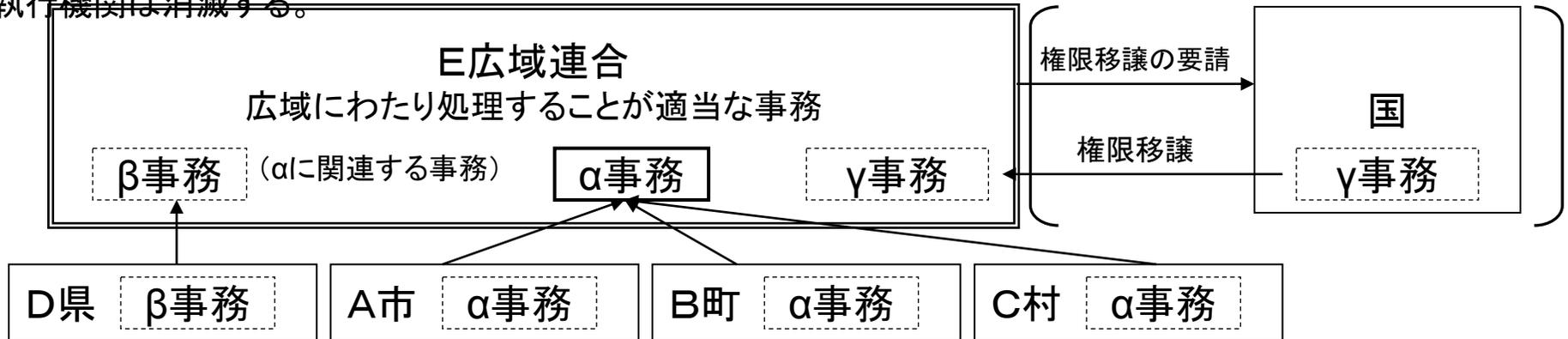
111(構成団体:延べ2,323団体) ※H20.7.1現在

② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の関係地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

一部事務組合と広域連合の主な相違点

区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長（都道府県についてはその執行機関）の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に（その他の広域連合は都道府県に）、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部（その他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部）を当該広域連合が処理することとすることができる。
構成団体との関係等	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左（ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議）
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会—管理者（執行機関） ・複合的一部事務組合にあつては、管理者に代えて理事会の設置が可能	・議会—長（執行機関）
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。

一部事務組合・広域連合の主な事務

一部事務組合・広域連合が取り扱っている主な事務は次のとおり。

(平成20年7月1日時点)

一部事務組合

① ごみ処理

422組合 1,407団体

② し尿処理

386組合 1,281団体

③ 消防

297組合 1,077団体

④ 救急

295組合 1,040団体

⑤ 火葬場

233組合 755団体

広域連合

① 後期高齢者医療

49組合 1,819団体

② 介護保険

47組合 296団体

③ 広域行政計画・ふるさと市町村計画に係るもの

30組合 170団体

④ 障害者福祉

28組合 165団体

⑤ ごみ処理

25組合 141団体

事務の委託の制度概要

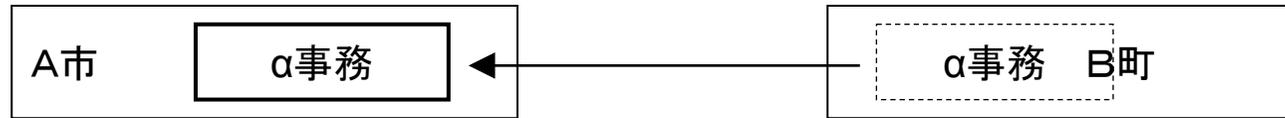
① 根拠法令

地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。



③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	環境衛生	消防・防災	厚生福祉	その他	合計
委託件数	539	357	245	3,968	5,109

協議会の制度概要

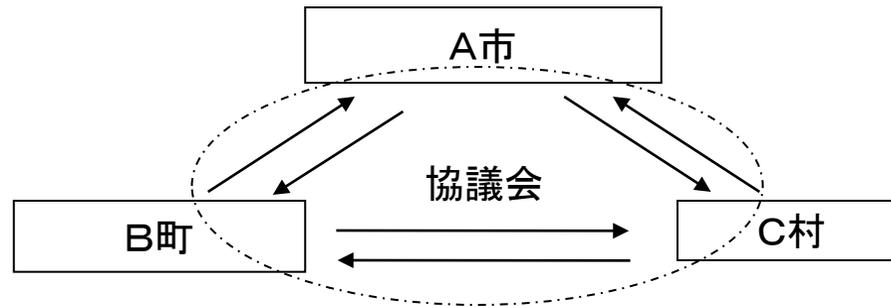
① 根拠法令

地方自治法第252条の2～第252条の6

② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

④ 制度活用実績

(平成20年7月1日現在)

	地域開発計画	教育	環境衛生	その他	合計
協議会数	122	87	20	102	331

機関等の共同設置の制度概要

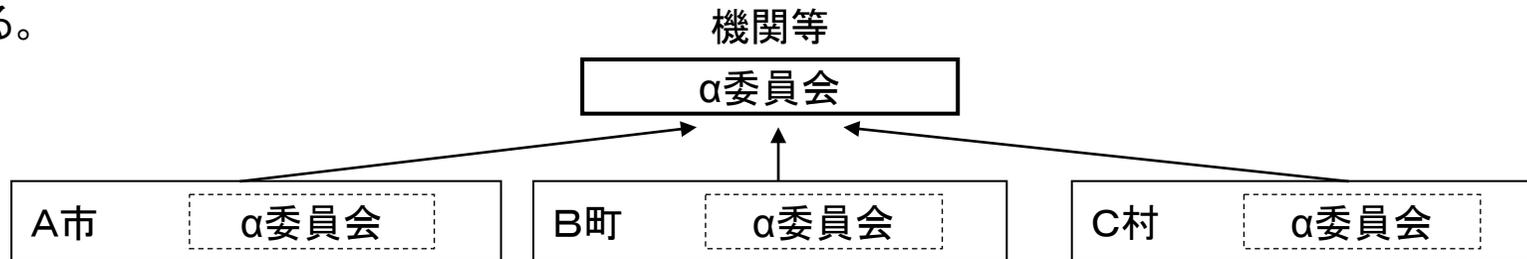
① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の附属機関等を、普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

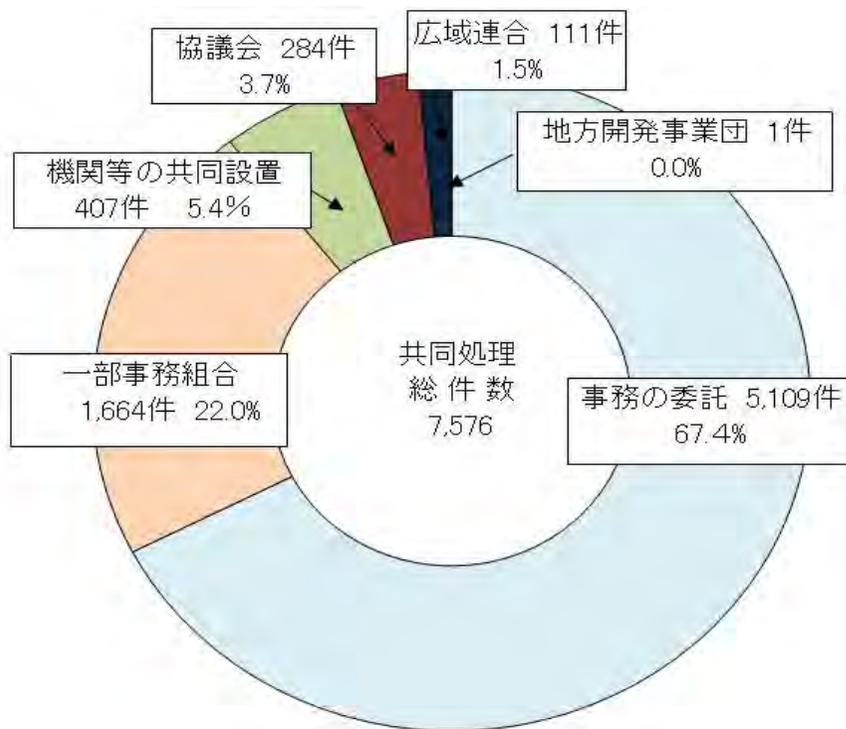
(平成20年7月1日現在)

	厚生福祉	教育	環境衛生	その他	合計
設置件数	262	18	3	130	413

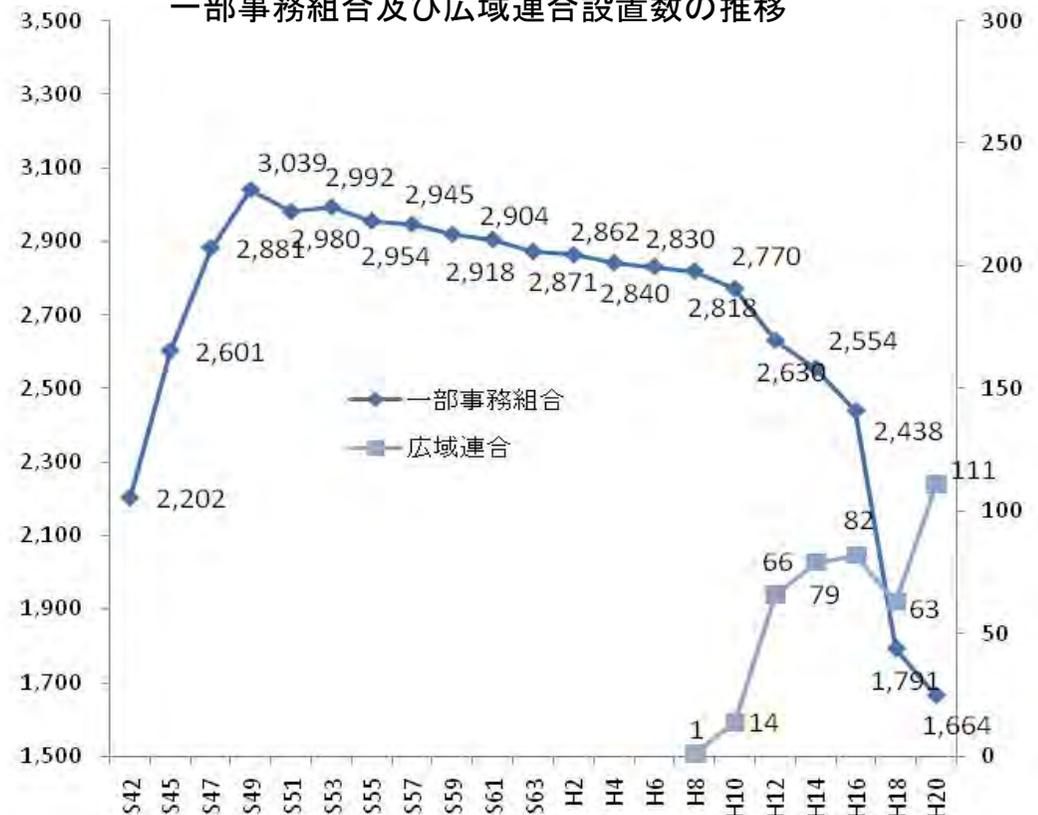
共同処理の活用状況（方式別）

- 共同処理の方式別の活用状況は、事務の委託が最も多く、その件数は5,109件で全体の67.4%を占めている。これに次いで多いのは、一部事務組合の1,664件(22.0%)機関等の共同設置の407件(5.4%)となっている。
- 法人の設立を伴う一部事務組合と広域連合の設置件数は、長寿医療制度の開始に伴う高齢者医療広域連合の設置を除けば、近年は減少傾向にある。

共同処理の方式別割合（平成20年7月1日現在）



一部事務組合及び広域連合設置数の推移



共同処理の活用状況（事務・方式別）

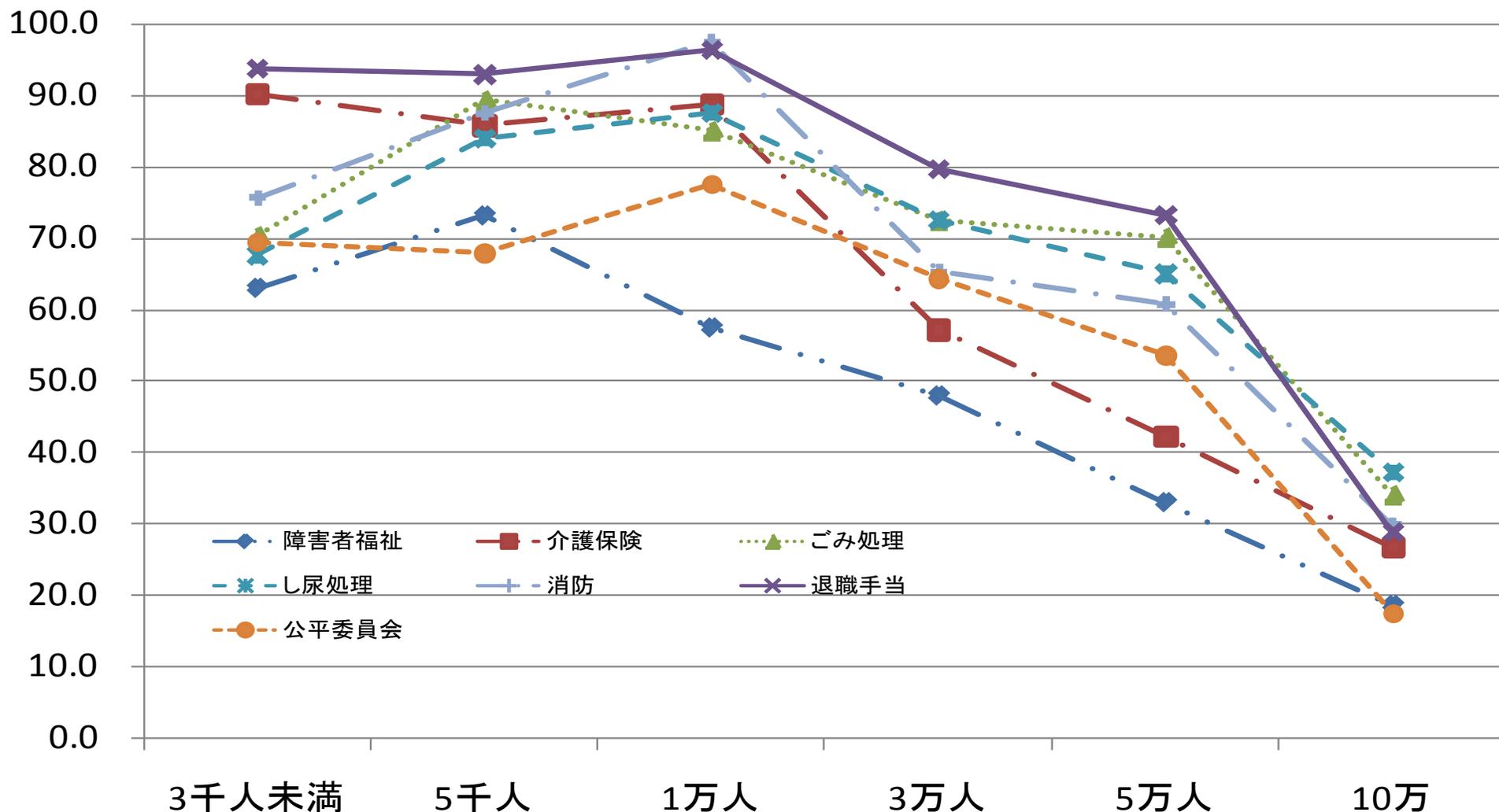
（平成20年7月1日現在）

事務の種類	共同処理の方法	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	計
広域行政圏計画・ふるさと市町村圏計画に係るもの		110			158	30	298
農業用水		11		73	33		117
林道・林野（山林の保護管理等を含む）		2		6	93	3	104
病院・診療所		3	1	48	135	4	191
児童福祉				46	27	1	74
老人福祉		1		18	127	13	159
障害者福祉		4	108	51	80	28	271
介護保険		2	142	42	123	47	356
後期高齢者医療				15	1	49	65
上水道		5		39	106	1	151
下水道		7		196	34	2	239
ごみ処理		2		107	422	25	556
し尿処理				79	386	14	479

事務の種類	共同処理の方法	協議会	機関等の 共同設置	事務の委託	一部事 務組合	広域連合	計
火葬場		3		71	233	14	321
小学校		8		74	11		93
中学校		8		65	31		104
社会教育（青少年育成施設等 の管理運営含）		28	1	18	44	4	95
消防		1		152	297	19	469
救急		1		140	295	19	455
職員研修		5		61	57	15	138
退職手当				80	48		128
公務災害			6	364	43		413
公平委員会			114	1,169	10	4	1,297
競輪・競馬・競艇		1		838	31		870
会館・共有財産等の維持・管 理		2		44	87	5	138
住民票写しの交付				936			936

※ 地方公共団体間の事務の共同処理状況調（平成20年7月1日現在）より

団体規模別・事務別の共同処理の状況



- 隔年で実施している「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査」の付加調査として、該当する市町村毎に事務の区分別に共同処理の状況を調査・集計したもの。
- 共同処理：協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合のいずれかにより他の市町村と事務の共同処理を行っているものを集計。
なお、一つの事務において複数の共同処理を行っている場合も合わせて一件としている。
- 調査時点は平成20年7月1日現在。人口は平成17年の国勢調査人口による。

小規模市町村における共同処理の活用状況の事例

(平成20年7月1日現在)

団体	人口規模 (概数)	障害者福祉	介護保険	ごみ処理	し尿処理	消防	退職手当	公務災害	公平委員会	活 用 事務数	その他活 用事務数
A町	9,000人	○ 組	×	○ 組	○ 組	○ 委	○ 組	○ 委	○ 委	7	12
B町	7,000人	○ 委	×	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 委	7	4
C町	5,500人	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 委	8	9
D村	5,500人	×	○ 広	○ 組	○ 委	○ 組	○ 組	○ 組	×	6	9
E町	5,000人	○ 共	○ 共	○ 組	○ 組	×	○ 組	○ 組	○ 共	7	10
F 町	4,000人	○ 共	○ 共	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	×	7	8
G町	3,500人	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 委	○ 組	○ 組	○ 共	8	8
H村	1,500人	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 組	○ 委	8	10
I村	1,000人	○ 広	○ 広	○ 組	○ 組	○ 委	○ 組	○ 組	○ 委	8	7
活用団体数		8	7	9	9	8	9	9	7		

※ 共同処理:協議会、機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合のいずれかの方法により他の市町村と事務の共同処理を行っているもの。

※ 人口1万人未満の小規模市町村を対象として行った抽出調査結果を取りまとめたもの。

市町村が認識する共同処理の課題

- ◎ 共同処理の状況・課題について、人口規模ごとに(5千人、1万人、3万人、5万人、10万人の5区分)、一定数の市町村(各50団体で全250団体)を抽出し、書面調査(H20.7.1現在)を実施。
- ◎ 共同処理に関して課題を抱えているかどうかについて、「特に問題はない」との回答が、全体の6割強を占めている。一方で、課題がある旨の回答は3割ほど(共同処理を行っている事務ごとの回答を1件としてカウント。)
- ◎ 課題があるとした回答の内訳は、以下のとおり。

【共同処理の課題】

63.0% 特に問題はない

30.9% 課題あり (大半が一部事務組合又は広域連合を活用している場合についての意見)

複数回答

54.5% 機動的な意思決定が困難 (各議会を経ることの時間的ロス、事務的な調整の手間)

42.8% 全構成団体の協議を調えることが難しい(団体間の意見の調整に手間がかかる)

15.0% 構成団体から事務処理にあたって必要な情報を把握するのが困難

8.9% 住民の意向を把握しにくい

8.5% 責任の所在が不明確

7.7% 地域の実態に即した事務処理を行いにくい

12.5% その他

6.2% 未回答

研究会の課題設定

行政サービスのさらなる広域化・高度化を求める動き

人口減少・高齢化の進展が予想されるなか、限られた人員や財源を効率的に活用するため、事務の共同処理は引き続き重要な手段

小規模団体における事務執行の確保

市町村合併は進展したが、市町村の人口・面積規模には依然として大きな差異。周辺市町村間での広域連携による事務の共同処理は、小規模な市町村において今後の事務執行を確保していく上で、重要な選択肢

地方分権の進展

市町村は住民に最も身近な基礎自治体として一層重要な役割が期待されており、今後予想されるさらなる事務権限の移譲に対応するために、複数市町村間での事務の共同処理により補完していくことも選択肢

地方公共団体が、自らの責任と判断で事務の共同処理の一層の活用を図ることに資する観点から、現行の共同処理制度の課題を整理し、必要な制度改正や活用分野について具体的な提案をすべく検討

本研究会は、平成21年7月～12月の間に計5回開催し、検討を行った。

研究会構成員

（座長）

辻 琢 也（一橋大学大学院法学研究科教授）

（委員）

磯 部 哲（獨協大学法学部准教授）

入 江 容 子（愛知大学法学部准教授）

甲 斐 朋 香（松山大学法学部准教授）

勝賀瀬 淳（高知県総務部分権広域行政課長）

高 田 修（飯田市総務部財政課長）

土 山 希美枝（龍谷大学法学部准教授）

出 口 裕 明（神奈川大学法学部教授）

東 方 俊一郎（石川県代表監査委員）

村 上 孝 浩（志木市企画部秘書広報課長）

（敬称略、50音順）

事務の共同処理の現況と課題

<地方自治法上の共同処理制度>

	一部事務組合	広域連合	協議会(管理執行協議会)	機関等の共同設置	事務の委託
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○法人格を有するため、財産の保有が可能 ○固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部事務組合と共通点が多く、同じ特徴を有する傾向 ○国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能な点、規約の変更を要請することが可能な点が、一部事務組合と異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○各構成団体の長等の名において事務を管理執行 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属 ○権限の移動を伴わない 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○管理執行する権限が受託側に移り、委託側は権限を失う ○権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●構成団体が増加するほど、機動的な意思決定が難しい ●構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ●数がさほど増加していない ●国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されていない ●一部事務組合の課題とほぼ共通 	<ul style="list-style-type: none"> ●機動的な意思決定が難しい ●責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない ●名称が共同処理機構を想起しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続きが煩雑 ●対象が委員会等に限定 ●職員の共同設置に関しては、事務分掌の変更等の度に関係議会の議決が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる ●受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う
活用事例	<p>ごみ処理、し尿処理、消防・救急、火葬場 など</p>	<p>後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理 など</p>	<p>宝くじの発行事務、農業用水管理、視聴覚教室、教科用図書採択 など</p>	<p>介護認定審査会、公平委員会、障害程度区分認定審査会、指導主事 など</p>	<p>公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)、消防・救急、ごみ処理 など</p>

<地方自治法に基づかない共同処理>

- 職員の相互併任による任意組織→地方税の滞納整理 など
- 地方公共団体間での民事上の委託契約→ごみの焼却を委託しているケース など
- 定住自立圏形成協定→市町村相互の役割分担が連携事項などの協力関係全般を包括的に締結 など

今後の事務の共同処理に関する基本的な考え方

<事務の共同処理のさらなる推進>

共同処理の対象事務の特徴

- 事務が定型的で裁量の余地が小さいもの
- 規模の拡大による効率化が可能なもの
- 専門性が高いもの、一定の規模があることが望ましいもの
- 広域的に実施することが施策目的の達成に有効だと考えられるもの
 - …… 現在、共同処理があまり進んでいない部門の中にも同様の特徴を持つものがある(税務、監査、会計管理・出納、保健福祉など)



各地方公共
団体

従来共同処理があまり活用されなかった部門についても、圏域全体において最適な執行体制を追求していく中で、共同処理を行うべきものについては、事務の性質や状況に応じて多様な制度の中から最適な手法を選択していくことが重要

国
都道府県

各地方公共団体の自発的な取組を基本としつつ、それぞれの地域での広域化の取組が円滑に進むよう、必要な制度等の見直しや積極的な情報提供に取り組む

< 共同設置制度の改正 >

現行制度で十分に汲み上げられていないニーズ

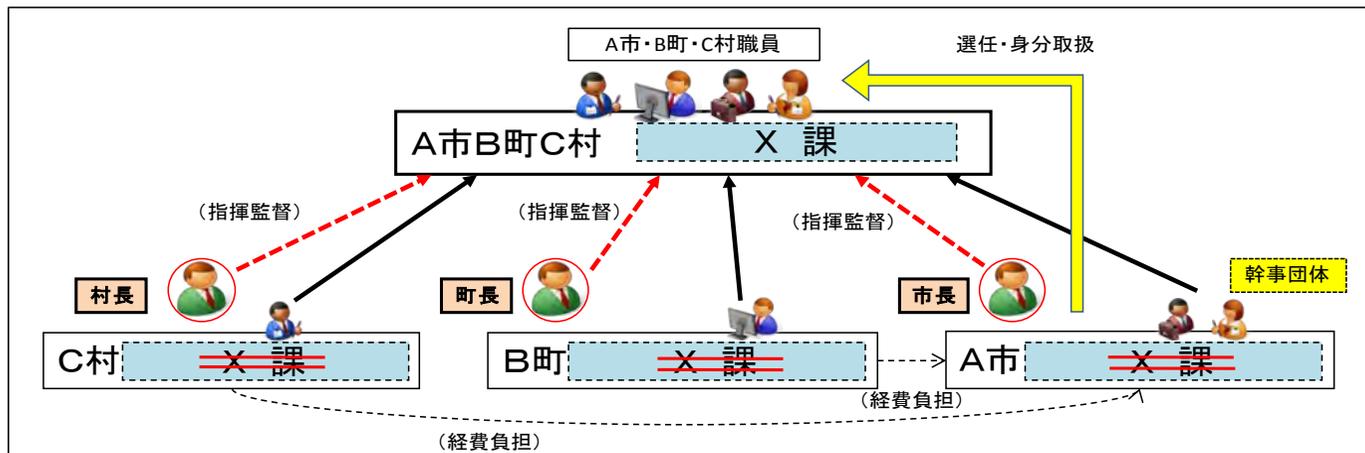
- 設立手続や構成団体間の調整に労力を要することや共同管理となることに対する不安、将来に対するリスクなどから、一部事務組合や広域連合を新たに形成し、積極的に活用しようとする状況には一般的にはなっていない
- 任意組織や民事上の委託契約はサービスの安定性に課題があり、責任の所在や職員の身分取扱いに関して不明確な点が生じる
- 事務の委託については、委託団体、受託団体双方の住民・首長・議会から、権限の喪失・付与に対する不安や将来に対するリスクなどから、新たな事務委託の導入に慎重な意見が示されることが少なくない

新たな仕組みに必要な要素

- 仕組みができるだけ簡便であること
- 各構成団体の主体性が維持されること(首長・議会の権限が移動しない)
- 責任の帰属が不明確でなく、職員の身分取扱いが安定していること

機関等の共同設置制度の対象を内部組織、行政機関、事務局に拡大

《内部組織の共同設置のイメージ》



共同設置制度の改正とその活用方法

＜具体的部門についての共同設置の活用の検討＞

共同設置制度の活用が期待できる部門

税務事務(特に滞納整理、資産評価)、監査、保健所、会計管理・出納、選挙管理、国土調査、土木(設計・積算)、消費生活センター、保健福祉、生活保護(福祉事務所)、特定行政庁(建築確認等)、情報公開・個人情報保護審査会等の不服審査会、職員研修、観光振興、配偶者暴力相談支援センター、都道府県からの移譲事務

このうち4つの部門と権限移譲等との関係について例示

税務部門

- ▶滞納整理部門については、違法状態の是正業務に特化しており事務の内容に裁量性がなく定型的事務であること、一定のノウハウが求められることから共同処理に適している
- ▶税務部門全体について活用する場合においても、一定のルールに基づくことから事務の定型性が高いこと、固定資産評価などの専門的なものも含まれることから税務部門全体としても共同処理に適している

監査委員・監査委員事務局

- ▶監査委員事務局の共同設置により、専任事務局の設置が可能になる、専門性が高まる、専門家の採用が行いやすくなる、出身団体以外の団体の監査を主に担当させる等の工夫により首長部局からの独立性が高まる、などの効果が期待できる
- ▶委員も含めた共同設置により、一層の事務の効率化や専門家の委員への登用も容易になる

保健福祉部門 (地域保健センター)

- ▶保健福祉業務は、一定の専門性が必要であり、共同処理により保健師・栄養士等の専門職を複数団体が共同で活用することで、住民サービスを維持向上させていくことが可能
- ▶加えて、一定の職員規模となることで、組織的な対応が可能となり、産休等への対応を含めた人材の確保や研修への参加、育成体制の整備も可能となるなどの効果

消費生活センター

- ▶共同処理により、単独で設置が難しい市町村でも専門的な知識・経験を有する相談員の配置が容易になり、また一定の相談件数を確保することで専門性の向上が期待できる

合併による影響や今後の権限移譲への対応

- ▶市町村合併や中核市等の増加により、都道府県の保健所などで管轄地域が飛び地になるなど、住民の利便性を損なったり、業務効率の低下を招いたりしている地域においては、共同設置や事務の委託により、解消できる可能性
- ▶今後、地方分権改革推進委員会勧告を受け、市町村の規模に応じた権限移譲が推進されていくと予想されるが、共同設置は、権限移譲の趣旨を活かした選択肢として活用が期待

共同設置の活用にあたって留意すべき事項

<運用にあたっての留意事項>

①組織運営への配慮

明確な指揮命令系統や適正な事務配分、職員配置、一貫した人材育成が滞る可能性

- 個々の職員の職務権限や責任分担、人材育成の方針などについて、あらかじめ十分な協議を行うことが望ましい

②議会等の対応への配慮

共同設置された組織は、それぞれの構成団体の一組織として位置付けられる

- 例えば、「税務課」を共同設置した場合であれば、一人の税務課長がそれぞれの議会に出席を求められることもあり得るが、過重な負担とならないよう代理での対応を認めておく等の配慮が必要

③事務の委託との関係

共同設置制度は簡便な仕組みではあるが、各構成団体の主体性が維持されるという特徴があるため、組織運営の効率性という点では、事務の委託に及ばない面がある。共同処理を行うに際しては、地域の実情や事務の性質に応じて採用する方法を選ぶべき

④将来的な手法の変更

将来的に事務委託への変更や市町村合併、共同設置の解消などのケースも考えられるが、いずれにしても効率的・効果的な事務の共同処理のあり方を自主的に模索し続けることが必要

⑤電算システムとの関係

共同処理の効率化効果を最大限に発揮するためには、電算システム統合が前提

- 現在進展が見られる共同アウトソーシングや自治体クラウドなどへ、システムの更新時期をとらえて地域で参加を進めていくことにより初期コストが大きく低下し、共同処理の導入につながる側面もある

超高齢社会における広域行政に係る 論点整理

(A) 広域行政の過去と現況

- ① 高齢化・人口減少の地方圏／変わらぬ通勤・通学圏と拡大する医療圏・商圈
- ② 普通建設事業の削減と職員体制の縮小にもかかわらず進む財政の硬直化
- ③ 市町村合併等とともに進む一部事務組合の減少と正念場の広域連合
- ④ 40年弱を経過した広域市町村圏事務組合等が中核

← 地域振興を担う広域組織の喪失

(B) 広域行政の課題と将来 ← 事務の共同設置を可能とする法改正

- ⑤ 広域連合のあり方が問われる介護保険と後期高齢者医療
- ⑥ 都道府県と市町村による広域行政／地方税滞納整理機構・隠岐広域連合
- ⑦ 町村にとって差し迫って再編が迫られる消防本部・病院・ごみ処理
- ⑧ 共生ビジョンと協定に基づく定住自立圏構想

→ 新しい広域行政組織のありかたの模索